

Annual Report

2025

北上信用金庫

北上信用金庫の現況

まるみえ
見えしんきん



展勝地公園

この街と生きていく。



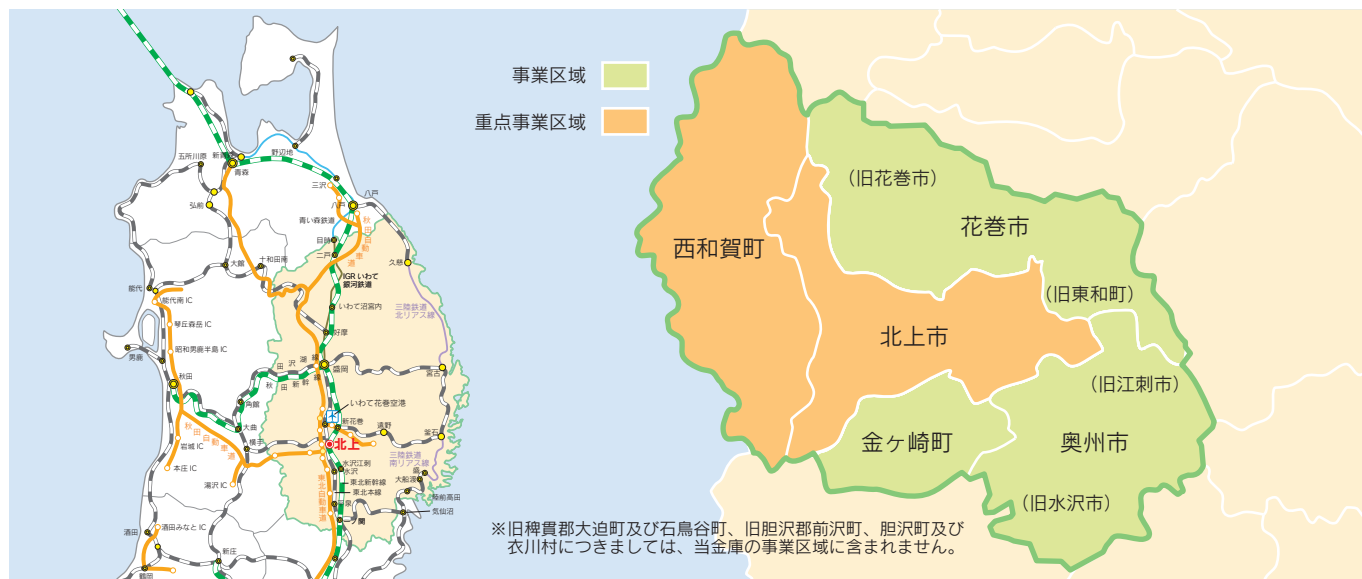
北上信用金庫



信用金庫イメージキャラクター
信ちゃん鬼剣舞 Ver

プロフィール

◆ 事業区域・重点事業区域



信用金庫とは

信用金庫は、中小企業や地元の方々を会員とする協同組織形態の金融機関で、地域の中小企業の経営や住民の生活に役立つ金融商品や金融サービスの提供に努めています。

協同組織金融機関は、会員の相互扶助を基本理念とする非営利法人で、信用金庫は、融資については原則として会員に限定されていますが、その他の業務については、預金、為替、公共料金などの金銭収納、保険の窓販等、一般の銀行とほとんど変わらない金融機能を備え、会員はもとより、会員以外の方とも広く取引しています。

北上信用金庫の概要（2025年3月末現在）

- ◆ 名称北上信用金庫
(英文名称：The Kitakami Shinkin Bank)
- ◆ 創立 昭和23年9月3日
- ◆ 常勤役員数 88名（うち常勤役員7名）
- ◆ 店舗数 9店舗
- ◆ 総資産 106,785百万円
- ◆ 資金量 102,390百万円
- ◆ 常勤役員1人あたりの資金量 1,163百万円
- ◆ 出資金 326百万円
- ◆ 会員勘定 5,287百万円
- ◆ 自己資本比率 13.83%
- ◆ 会員数 10,595名



北上信用金庫本店

経営理念

地域金融機関として
「中小企業の健全な発展」
「住民生活の向上」
「地域社会の繁栄」
の実現に貢献する

それが為われわれは、
相協力して経営をより堅実な発展性のあるものにしよう。

それが為われわれは、
相協力して職場をより明るい、楽しい働きがいのあるものにしよう。

それが為われわれは、
相協力して自分をより高い豊かな教養のあるものにしよう。

経営理念	1
ごあいさつ	2
経営方針	3
2024年度事業概況	4
北上信用金庫SDGs基本方針	5
地域密着型金融への取り組み	7
当金庫のあゆみ	11
主な事業の内容／組織図	12
役員／職員／報酬体系について	13
総代会制度と総代の選任について	14
総代と通常総代会について	15
経営の状況	17
リスク管理債権の引当・保全状況	28
自己資本の充実の状況等について	29
リスク管理態勢について	39
コンプライアンス態勢について	40
店舗のご案内	43
キャッシュコーナーのご案内	44
各種手数料のご案内	46
ディスクロージャーの記載事項一覧	47
信用金庫業界の主な関連団体のご案内	48

北上信用金庫のマークのご紹介



北上信用金庫

kitakami
shinkin



北上信用金庫のマーク

北上信用金庫の略称「きたしん」からKSをモチーフにして個性的でシンプルなデザインを創作。ロゴとの組み合わせにも配慮しています。中央の曲線は北上川と和賀川を象徴する流動的な線を表現。色は安心感・やすらぎなどを感じさせるグリーンを基調に、赤のワンポイントでインパクトをもたせました。

当金庫の姿勢

当金庫は、昭和23年9月の創業以来、協同組織の金融機関として長年にわたり地域に根差し、「地域金融機関として『中小企業の健全な発展』、『住民生活の向上』、『地域社会の繁栄』の実現に貢献する」を経営理念に掲げ、相互扶助の精神を常に念頭におき、地域社会との共存共栄を図りながら、社会的使命とその役割を果たしてまいりました。

この姿勢は、今後も何ら変わることなく、地域の皆様から「愛され」、「信頼される」地域金融機関として、健全経営に徹するとともに、より一層の良質な金融商品とサービスの提供に努めてまいります。

ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も北上信用金庫に対する皆様のご理解を深めていただくとともに、今後一層のご愛顧を願ってディスクロージャー誌「まる見えしんきん 2025」を作成いたしました。

2024年度は堅調な個人消費を背景に、小売・飲食業・サービス業を中心に業況の回復が見られました。金融政策を鑑みると、2001年より実施されてきた金融緩和政策が、大きな転換を迎え金利のある世界が到来した1年でありました。

そのような中、当金庫は新たに中期3か年経営計画「Challenge to Change「革新への挑戦」～選ばれる金庫になるために～（2024年度～2026年度）」を定め、「人財育成」「収益確保」「顧客満足」の3つを経営重点方針として掲げ、当金庫に関わる全てのステークホルダーが当金庫に満足していただけることを目指して革新を恐れず挑戦してまいりました。

その結果、当金庫の実績は、厳しい経営環境ではありましたが、預金積金は期中平均残高で1,068億円、貸出金は、期中平均残高で504億円となりました。収益面では、業務収益ベースで1,569百万円となり、当期純利益は、取引先の信用リスクの改善にともなう貸倒引当金の減少も寄与し164百万円を計上いたしました。

健全性を示す自己資本比率については、13.83%となり、国内基準の4.00%を大きく上回る高い水準を維持しており、引き続き健全な資産状態にあります。

当金庫では、「内部統制基本方針」に基づきガバナンスやコンプライアンス態勢、リスク管理態勢等、内部管理態勢のさらなる充実・強化に努めております。

当金庫と取引いただいている中小企業者・個人のお客様の支援を充実させ、円滑な金融仲介機能の発揮とコンサルティング機能の強化により、中小企業の育成に取組み、お客様本位の良質な金融サービスの提供と地域貢献の取組みを継続し、地域社会の繁栄に貢献してまいります。

今後とも、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。



2025年7月

理事長 本村 幸男

中期経営計画

Challenge to Change

「革新への挑戦」
～選ばれる金庫になるために～

(2024 年度～ 2026 年度)

◆計画理念

当金庫経営理念に基づき、地域・お客様との信頼関係を築き、地域・お客様が抱える課題解決に尽力し、地域社会全体の発展とお客様の幸せ作りに貢献するため、当金庫は、革新に挑戦します。

◆基本方針

中期3か年経営計画に基づき、「顧客に選ばれる、地域に選ばれる、職員に選ばれる信用金庫」となるために当金庫は、革新に挑戦します。

◆重点戦略

中期3か年経営計画の中間年度である本年度は「Challenge to Change 革新への挑戦 Change2」として、革新を行ってまいります。

信用金庫イメージキャラクター
信ちゃん鬼剣舞 Ver

2024年度事業概況

2024年度事業概況

2024年度は、コロナ禍から脱却し、個人消費が緩やかに回復しました。また、堅調な個人消費を背景に、小売・飲食業・サービス業を中心に業況の回復が見られました。金融政策を鑑みると、2001年より実施されてきた金融緩和政策が、大きな転換を迎え金利のある世界が到来した1年でありました。そのような中、当金庫は新たに中期3か年経営計画「Challenge to Change「革新への挑戦」～選ばれる金庫になるために～（2024年度～2026年度）」を定め、「人財育成」「収益確保」「顧客満足」の3つを経営重点方針として掲げ、当金庫に関わる全てのステークホルダーが当金庫に満足していただけることを目指して革新を恐れず挑戦してまいりました。

2024年度の業績

◆預金積金

地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、お客様の目的に応じた預金商品の開発とサービスの一層の充実を図っております。

預金積金残高は、前期比 244 百万円増加の 102,390 百万円となりました。

預金積金残高のうち個人預金が 70.0%を占めております。

◆貸出金

地元のお客様よりお預け入れいただいた大切なご預金は、地元で事業を営む事業者や個人のお客様にご融資することで、地域社会に還元しております。

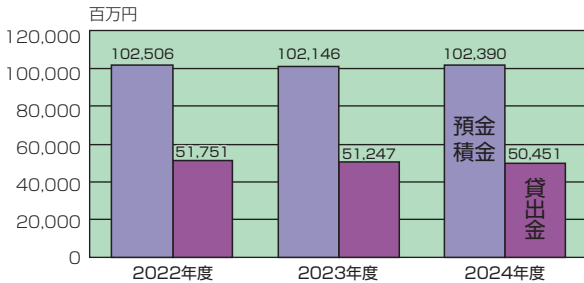
貸出金残高は、前期比 795 百万円減少の 50,451 百万円となりました。

貸出金残高のうち、事業を営む事業者は 77.0%、個人の方は 23.0%を占めております。

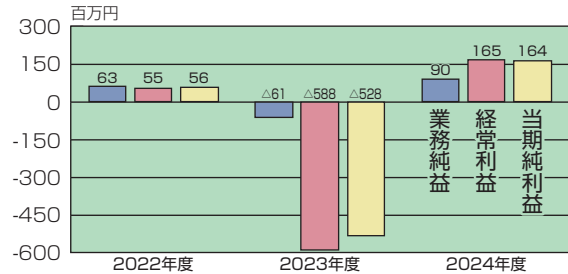
◆収益性

収益の状況につきましては、経常利益は 165 百万円、当期純利益は 164 百万円となりました。本業の利益を示す業務純益は 90 百万円となりました。

◆預金積金及び貸出金残高の推移



◆収益性 業務純益／経常利益／当期純利益



■最近5年間の主要な経営指標の推移

	第73期 2020年度	第74期 2021年度	第75期 2022年度	第76期 2023年度	第77期 2024年度
経常収益	1,380,318千円	1,338,835千円	1,385,607千円	1,376,937千円	1,668,104千円
経常利益 (又は経常損失(△))	165,749千円	106,004千円	55,472千円	△588,050千円	165,545千円
当期純利益 (又は当期純損失(△))	147,501千円	115,571千円	56,801千円	△528,588千円	164,684千円
出資総額	353百万円	354百万円	337百万円	330百万円	326百万円
出資総口数	707,205口	709,858口	675,293口	660,121口	653,994口
純資産額	5,737百万円	5,599百万円	4,980百万円	4,536百万円	3,995百万円
総資産額	105,833百万円	107,751百万円	108,454百万円	107,625百万円	106,691百万円
預金積金残高	98,777百万円	100,838百万円	102,506百万円	102,146百万円	102,390百万円
貸出金残高	52,189百万円	51,840百万円	51,751百万円	51,247百万円	50,451百万円
有価証券残高	25,551百万円	28,216百万円	29,087百万円	27,274百万円	26,170百万円
単体自己資本比率	13.73%	13.91%	13.63%	12.86%	13.83%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	7,015,836円 (10円)	7,042,587円 (10円)	6,703,632円 (10円)	6,513,507円 (10円)	6,432,291円 (10円)
役員数	12人	12人	13人	13人	13人
うち常勤役員数	6人	6人	7人	7人	7人
職員数	93人	84人	82人	83人	81人
会員数	11,934人	11,977人	11,032人	10,857人	10,595人

(注) 残高計数は期末現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

(注) 2013年度以降の自己資本比率は新自己資本比率規制(パーゼルⅢ)に対応した値です。

北上信用金庫SDGs 基本方針

北上信用金庫は、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念に賛同し、地域金融機関としての経営理念に基づき、「経済」「社会」「環境」の各分野において地域の特性を活かした取組みを進め、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGs「持続可能な開発目標

(Sustainable Development Goals)」

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。「誰も置き去りにしない」という基本理念の元、2030年までに達成を目指す世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットが定められています。この目標達成に向けて、政府だけでなく、自治体や企業、諸団体、個人一人ひとりに役割があり、それぞれが協力・連携することが求められています。

主な取組み事例

地域経済の活性化

お客様の課題解決支援やお客様本位の商品・サービス提供を
実践し、地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいります。

■課題解決型金融の実践

- ・各種補助金の申請支援
- ・経営者セミナーの開催
- ・きたしん次世代経営塾の開催
- ・若手リーダー強化セミナーの開催
- ・創業セミナーの開催支援
- ・よろず支援拠点出張相談会
- ・岩手日報・47CLUBとの地域産業振興に関する連携協定
- ・ビジネスマッチへの出展支援
- ・きたしん「ツ・ナ・グ」(ビジネスマッチングサービス)
- ・事業者応援プロジェクト支援

■自治体等との連携

- ・地域経済活性化に向けた包括連携協定(北上市、西和賀町、金ヶ崎町)
- ・地域経済の発展を目的に(株)東北銀行との包括業務連携に関する協定
- ・養蚕イノベーション創出プロジェクト「モスラ復活大作戦」
- ・西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・日高見の国地域振興ファンド設立(北上市、西和賀町)
- ・株式会社アバヤスとの業務協力協定



◆北上市とのネーミングライツ・パートナー契約



◆窓口支援システムの導入

北上信用金庫SDGs 基本方針

地域社会への貢献

地域の一員として積極的に地域貢献活動に取り組み、豊かな地域社会の実現を目指してまいります。

■金融サービスを通じた取組み

- ・きたしんカスタマーセンター
- ・保険販売を通じた共同寄付(フコクしんらい生命保険(株))
- ・年金相談会の開催
- ・「遺言の日」無料相談会の開催

■地域の安心・安全に向けた取組み

- ・特殊詐欺被害防止活動の実施
- ・「北上市高齢者見守りネットワーク事業」への参加
- ・認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成
- ・交通安全街頭指導
- ・日本赤十字社岩手県支部北上市地区有功会への加入
- ・ペットボトルキャップの回収(ワクチン寄贈団体へ寄付)

■地域貢献活動

- ・少年スポーツ大会等の開催・協賛
(サッカー大会、野球大会、ソフトテニス大会等)
- ・しんきんマネースクールの開催
- ・「鬼っジョブ～北上おしごとパーク～」への参加
- ・よいこのお絵かき大会
- ・文化講演会の開催
- ・アウトリーチ事業への協賛
- ・西和賀町とのネーミングライツ・パートナー契約
- ・北上市とのネーミングライツ・パートナー契約
- ・ランフェス北上、錦秋湖マラソン等 ボランティア活動
- ・こどものみらい古本募金への参加

地域環境の保全

役職員全員が環境に配慮した活動や商品・サービスの提供を行うことにより地域環境の保全に取り組んでまいります。

■金融サービスを通じた取組み

- ・通帳レス口座の推進
- ・環境に配慮したローンの取扱い及び金利優遇
(エコカー、環境配慮型住宅等への対応)

■環境に配慮した事業活動

- ・電気・排気ガス・紙使用量削減の取組み
- ・ペーパーレス化への取組み
- ・当金庫廃棄物の再資源化
- ・レジ袋(ビニール袋)の廃止
- ・エコバックの配付
- ・カレンダー包装紙として古紙を利用
- ・クールビズ・ウォームビズの実施



◆ランフェス北上ボランティア活動



◆こどものみらい古本募金



◆みちのく芸能まつりへの参加



◆Smile Touch FE'sへの参加



◆きたかみしんきんボールパーク美化活動(信用金庫の日)

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 ～地域密着型金融への取組み～

① 取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮

創業・新事業支援

◆「日高見の国地域振興ファンド」による事業者支援及び創業支援

地域内の創業促進及び創業間もない企業の成長を支援し、現在4先に対して投資をしており継続的な支援態勢を構築しております。また、2024年度も「創業塾支援」を北上市等と共催し、創業後も成長ステージへの展開及び持続的発展の可能性を高めることを目的とし、2期20名の受講者の支援を行いました。

経営改善支援・事業承継等経営相談支援

◆事業承継支援

「岩手県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携し、「事業承継診断シート」を用いて「事業承継診断」を実施しました。後継者候補の有無のほか事業承継の準備状況や課題を把握し、事業承継に向けた助言を行いました。また、北上商工会議所と共催で、「事業承継」について課題解決に積極的に取り組むべく、独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部を講師に招き、昨年に引き続き支援機関合同で勉強会（全5回）を開催しました。北上信用金庫、北上商工会議所、西和賀商工会、日本政策金融公庫、北上市、西和賀町が参加し、多くの支援機関が「事業承継」に対して知識を深めることや、各支援機関の連携強化も目的の一つとし、事業承継の様々な課題に取り組んでいく体制を整備しました。

◆業務提携

2023年5月に、東証プライム上場の情報通信コンサルティング大手(株)フォーバル傘下の(株)アベヤスと業務提携を行い、事業者のDX化の支援、GX対応への支援、生産性向上支援、財務内容改善支援のほか、当金庫の役職員のDX、GXに関する知識習得・向上を図る態勢を整備いたしました。販路拡大支援の取組として、広告・印刷事業者の(株)フジサキと2023年9月に業務提携を行い、当金庫本支店ロビーに設置したモニターに取引先事業者の動画広告を放映し、販路の拡大や商品PRを支援しております。

◆事業者支援

2021年度に運用開始し課題解決に特化した、きたしん『ツ・ナ・グ』（ビジネスマッチングサービス）に、2024年度は36件の登録（相談）と、9件が課題解決となった実績があり、今後も取引先の課題解決ツールとして、充実を図ってまいります。

販路拡大支援

◆ビジネスマッチへの出展支援

2024年11月開催の「ビジネスマッチ東北2024」では、出展企業にサポート職員を配置し、成約率向上と販路拡大に向けて支援を行いました。また、都内で10月開催の「第13回さわやか信用金庫物産展」、12月開催の「2024“よい仕事おこし”フェア」にもサポート職員を配置し、周知活動や販路拡大支援を行いました。

◆新型コロナウイルスの影響を受けた事業者支援

新型コロナウイルスが5類に移行し行動制限等ないものの、物価高騰等引き続き厳しい状況に置かれている事業者も多いことから、飲食業を中心とした事業者の支援を目的として、昨年に引き続き10月に当金庫支店駐車場への出店による事業者支援「事業者応援プロジェクト」を開催しました。10事業者が日替わりで販売し、商品のPR、販路拡大を支援しました。また、「包括業務連携に関する協定」を締結している東北銀行も当プロジェクトに参加し、北上営業部に4事業者が出店しました。今後も、事業者の販路拡大、周知活動を支援するため継続した実施を検討しております。

◆「とうぎん・もりしん・きたしん・LiViTマルシェ」

東北銀行と「包括業務連携に関する協定」を締結したことをきっかけに、東北銀行、盛岡信用金庫、JR東日本東北総合サービス(株)と共同で、JR盛岡駅において地域の特産品を販売する「とうぎん・もりしん・きたしん・LiViTマルシェ」を主催しました。当金庫からは2先の取引先が参加し、盛岡エリアでの販路拡大、観光客へのPRを支援しました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 ～地域密着型金融への取組み～

② 地域の面的再生への積極的な参画

持続可能なまちづくりの実現に向けた人材育成事業への参画、地域社会への金融知識の普及

◆展勝地公園桜守事業への参加

2024年6月、10月に北上市による「展勝地公園桜守事業」に当金庫役職員が参加し、講習会の受講や桜並木、公園内の桜の軽剪定を行いました。2022年2月に信金中央金庫の創立70周年事業として企業版ふるさと納税を活用し「展勝地桜並木長寿命化事業」へ寄附をしており、今後も継続して展勝地の桜の維持管理に関わります。



◆「鬼っジョブ～北上おしごとパーク～2024」

公益社団法人北上青年会議所が主催する青少年育成事業において、小学校高学年を対象としたお仕事体験イベント「鬼っジョブ～北上おしごとパーク～2024」が開催され、当金庫も金融機関部門で参加し、信用金庫の役割と仕事の説明、お札の数え方、お金の重さ体験、信用金庫クイズなどを行い、約40名の生徒が体験しました。



◆SDGs 定期預金キャンペーン及びフコクしんらい生命株式会社とのSDGsにかかる共同寄付について

持続可能な開発目標の達成に向けた取組みの強化、信用金庫が所在する地域社会への貢献を目的として、定期預金契約及び保険販売を通じた共同寄付の取り組みを開始しました。



③ 地域やお客様に対する積極的な情報発信

○当金庫ホームページ・ディスクロージャー誌・Instagramにおいて様々な情報発信を行っております。

◆2024年度経営改善支援への取組み状況

当金庫は、中期3か年経営計画において、金庫の一番の強みである地域とのつながりを活かしながら、お客様や地域の成長・発展に資する取組みを推進していくことにより、金庫の存在感・企業価値を高めて、地域社会において必要とされる金融機関であり続けることを目指すことを理念として掲げ、様々な取組みを行っております。

地域のお取引先様の経営改善支援につきましては、本部総合支援部と営業部長および副部長で組織した中小企業相談支援チームが主体となり、支援先企業の経営改善の強化に取組みました。2024年度は、支援先企業13先、うち6先を強化支援先に指定し、営業部と連携を図り支援に取組みました。また、外部機関も利用して経営改善に取組んでおります。(よろず支援拠点※1相談会12回開催(述べ31先))

■2024年度地域密着型金融の取組み実績

(単位：先)

期初 債務者数 A	うち経営改善 支援取組み先数 B	うちランクアップ 先数 C	うち再生計画 策定先数 D	経営改善支援 取組み率 B / A	ランクアップ率 C / B	再生計画策定率 D / B

(単位：先)

創業・新事業支援融資先数	12	日高見の国地域振興 ファンド支援先数	4	よろず支援拠点活用	31	事業承継支援先数	8
--------------	----	-----------------------	---	-----------	----	----------	---

※1 よろず支援拠点～中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」に基づき整備するもので、「中小企業・小規模事業者のための経営相談所」として、売上拡大、経営改善など経営上のあらゆる悩みの相談に対応しております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 ～中小企業者等金融円滑化への取組み～

地域金融円滑化のための基本方針

北上信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

① 態勢整備を図るため理事会等において決議した事項

- ・ 本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程等の策定
- ・ 本部に金融円滑化管理責任者、営業店に金融円滑化管理担当者及び相談窓口担当者等の配置

② お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備

- ・ 中小企業相談支援チームを配置し、信用保証協会や中小企業活性化協議会等との連携により支援に取り組んでおります。

③ お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修等

- ・ 毎年度、本部・営業店の融資担当職員を「目利き力養成研修」、「企業再生支援実践講座」などの外部研修に派遣し目利き能力の向上に努めております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4. お客様からの貸付条件の変更等に関するご相談に対応するため、次の相談窓口を設置しておりますので、ご利用ください。

受付時間	午前9時から午後3時（月～金）。なお、電話でのご相談は午後5時まで受付いたします。
営業店	本店 藤根支店 西和賀支店 常盤台支店 大堤支店 北上駅前支店（本店へお問い合わせください） 柳原支店 むらさきの支店 東支店

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 ～中小企業者等金融円滑化への取組み～

■貸付の条件の変更等の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
[中小企業のお客様向けの貸付け債権]

(単位：件)

	2024年度
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	851
うち、実行に係る貸付債権の数	813
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2
うち、審査中の貸付債権の数	14
うち、取下げに係る貸付債権の数	22

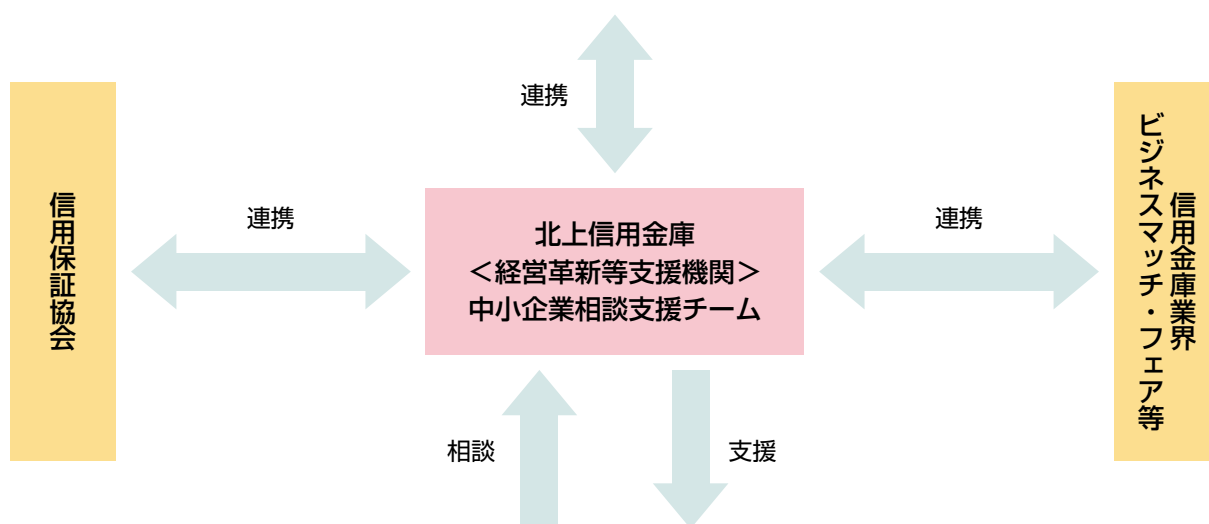
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
[住宅資金お借入のお客様向け貸付債権]

(単位：件)

	2024年度
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	21
うち、実行に係る貸付債権の数	18
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0
うち、審査中の貸付債権の数	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	3

■金融円滑化に関する当金庫の支援体制

岩手県中小企業活性化協議会、岩手県産業復興相談センター、認定支援機関、日本政策金融公庫等



中小企業者、小規模事業者、個人事業主（起業・創業、事業拡大、経営改善、事業再生、事業承継、廃業等）

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2024年度
新規に無担保で融資した件数	263件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	51.87%
保証契約を解除した件数	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

当金庫のあゆみ ～黒澤尻信用組合設立から75年～

◆昭和のあゆみ

昭和23年	9月	市街地信用組合法による黒澤尻信用組合設立
25年	4月	中小企業等協同組合法による組合に改組
27年	6月	信用金庫法による黒澤尻信用金庫に改組
29年	8月	北上市制施行により北上信用金庫と改称
31年	4月	藤根出張所開設(昭和36年6月支店昇格)
33年	12月	湯田町、沢内村を事業区域に拡張
37年	6月	西和賀支店開設
39年	3月	岩手県収納代理金融機関の指定を受ける
	4月	北上市指定代理金融機関の事務取扱開始
43年	2月	北上手形交換所設立、同交換所に加盟
45年	7月	花巻市、水沢市、江刺市、胆沢郡金ヶ崎町、和賀郡東和町を事業区域に拡張
	9月	本店を現所在地に新築移転
46年	4月	全国の銀行等と為替取引業務開始
49年	9月	常盤台支店開設
51年	10月	全しんきんシステムオンライン為替開始
52年	2月	藤根支店を現所在地に新築移転
	6月	大堤支店開設
53年	4月	藤根支店が江釣子村の指定代理金融機関に、また和賀町の収納代理金融機関の指定を受ける
	6月	北上駅前支店開設
54年	3月	沢内村と収納代理金融機関の契約締結
	4月	両替商業の取扱開始
56年	9月	柳原支店開設
57年	2月	西和賀支店が湯田町指定金融機関の指定を受ける
	12月	北上駅前支店が新築移転
59年	12月	証券業務(国債の募集・保護預り業務)取扱開始
	12月	むらさきの支店開設
61年	7月	西和賀支店を現所在地に新築移転
62年	12月	本店が日本銀行仙台支店と当座預金取引開始
63年	11月	本店が日本銀行蔵入代理店の承認を受ける

◆平成のあゆみ

平成元年	7月	藤根支店、西和賀支店が日本銀行蔵入代理店の承認を受ける
2年	7月	常盤台支店、北上駅前支店が日本銀行蔵入代理店の承認を受ける
3年	7月	大堤支店、むらさきの支店が日本銀行蔵入代理店の承認を受ける
4年	7月	柳原支店が日本銀行蔵入代理店の承認を受ける
5年	6月	定期預金金利完全自由化
	7月	東支店を開設
8年	4月	東日本建設業保証(株)業務代理の取扱開始
	7月	岩手県内に本店を置く金融機関としてはじめて、インターネット上にホームページを開設
	9月	常盤台支店を現所在地に新築移転
10年	8月	サンクス北上藤根店出張所(ATM機)開設
11年	3月	郵便貯金カードへの現金自動機開放を提携
12年	3月	さくら野北上店出張所(ATM機)開設
	12月	しんきんATMゼロネットサービス取扱開始
13年	3月	本店でスポーツ振興くじ(toto)の当選金払戻し業務開始
	11月	北上駅出張所(ATM機)開設
14年	1月	県内ではじめて正月三が日のATM稼働を実施
	10月	生保窓販業務取扱開始
15年	6月	個人向け国債等の募集取扱開始
	10月	岩手県内に本店を置く金融機関としてはじめて法人向けインターネットバンキングサービス開始
16年	6月	国民生活金融公庫と業務連携・協力に関する覚書締結
	7月	中小企業金融公庫と業務連携・協力に関する覚書締結

	12月	農林漁業金融公庫と業務連携・協力に関する覚書締結
	12月	決済用普通預金の取扱開始
17年	11月	北上金属工業協同組合出張所(ATM機)開設
18年	1月	4業態ATM相互入金業務取扱開始
	11月	アメリカンワールド共同出張所(ATM機)開設
19年	1月	セブン銀行とのATM提携を開始
	3月	沢内共同出張所(ATM機)開設
	7月	スーパーオセン北上店共同出張所(ATM機)開設
20年	2月	西和賀町指定金融機関の指定を受ける
	6月	イオン銀行とのATM提携を開始
21年	4月	岩手県立中部病院共同出張所(ATM機)開設
	7月	しんきん携帯電子マネーチャージサービス取扱開始
24年	5月	ICキャッシュカード取扱開始
	5月	ジョイス北上鬼柳店共同出張所(ATM機)開設
	8月	JR東日本の駅のATMコーナー「VIEW ALTTE」(ビューアルツテ)における当金庫のキャッシュカード取扱開始
	12月	M&A仲介業務の取扱開始
25年	2月	中小企業の新たな事業活動の推進に関する法律に基づき、経営革新等支援機関として認定を受ける
	2月	しんきん電子記録債権サービス取扱開始
26年	9月	北上市と「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結
	11月	西和賀町と「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結
28年	11月	金ヶ崎町と「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結
29年	5月	日本政策金融公庫農林水産事業の本部と県内信用金庫では初めて「CDSに関する基本契約」を締結
	6月	「信用金庫社会貢献賞」「地域活性化しんきん運動・優秀賞」受賞
31年	2月	日高見の国地域振興ファンドの設立
	2月	岩手日報・47CLUBとの地域産業振興に関する連携協定調印

◆令和のあゆみ

令和元年	9月	通帳レスサービス取扱開始
2年	4月	出資証券の電子化による証券不発行を開始
2年	5月	柳原支店を現所在地に新築移転
	きたしんローンプラザを柳原支店に開設(毎週日曜日開催)	
2年	6月	県内6信用金庫による「SDGs共同宣言」
2年	12月	岩手県信用金庫協会と岩手県行政書士会との「包括的連携に関する協定書」を締結
3年	4月	WEB完結ローン取扱開始
4年	2月	ビジネスマッチングサービスきたしん「ツ・ナ・グ」取扱開始
5年	3月	株式会社東北銀行と「包括業務連携に関する協定」を締結
	7月	株式会社アベヤスとの協力基本協定締結
	10月	店舗内店舗化の営業開始(北上駅前支店が本店へ)
6年	4月	営業部制開始
	ローンプラザからカスタマーセンターへ改名	



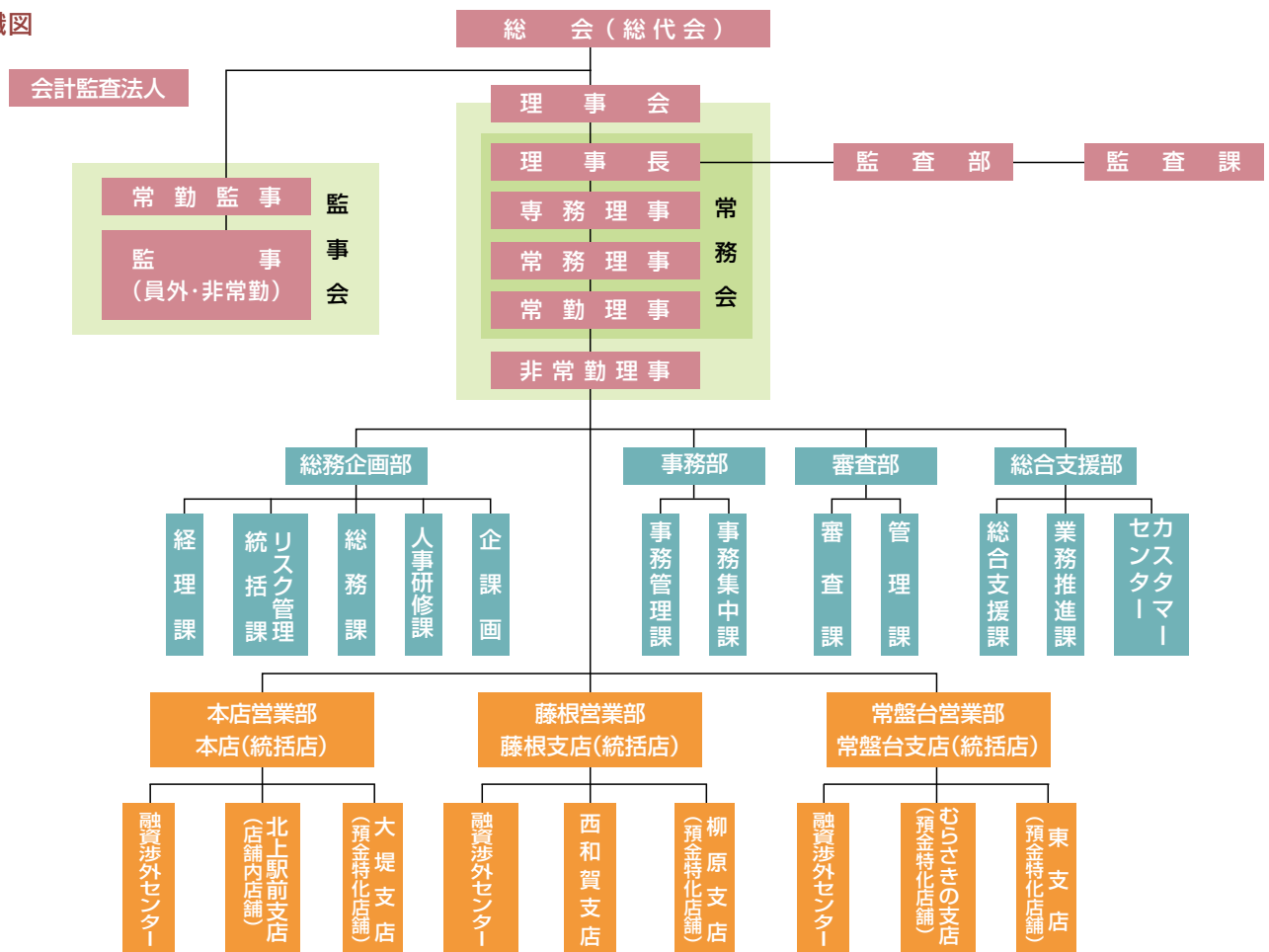
黒澤尻大字町分所所在当時の北上信用金庫本店
(昭和28年5月16日～昭和45年8月31日)

当金庫の概要 ～北上信用金庫の事業と組織のあらまし～

主な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
 2. 資金の貸付け及び手形の割引
 3. 為替取引
 4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構
 - ・株式会社日本政策金融公庫
 - ・独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - ・日本酒造組合中央会
 - ・一般社団法人しんきん保証基金
 - ・一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
 - ・一般財団法人建設業振興基金
 - ・一般社団法人全国石油協会
 - ・日本銀行
 - ・独立行政法人福祉医療機構
 - ・年金積立金管理運用独立行政法人
 - ・東日本建設業保証株式会社
 - ・独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
 - イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 次に掲げる信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
- 信金中央金庫
- (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
 6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託又は都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - (2) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (3) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (5) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

組織図



当金庫の概要 ～北上信用金庫の事業と組織のあらまし～

役員

◎理事長（代表理事）	木村 幸男
◎専務理事（代表理事・審査部長）	阿部 克紀
◎常務理事（代表理事・総務企画部長）	藤原 康史
◎常勤理事（事務部長）	青木 崇
◎常勤理事（本店営業部長）	佐藤 実
◎理事	高橋 智
◎理事	佐藤 直也
◎理事	八重樫徹子
◎理事	高橋 克史
◎常勤監事	佐藤 義伸
◎監事	今野 好孝
◎監事	齋藤 賢也

(2025年6月末現在)



※理事 高橋智、佐藤直也、八重樫徹子、高橋克史は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※監事 今野好孝、齋藤賢也は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

職員

	第73期 2020年度	第74期 2021年度	第75期 2022年度	第76期 2023年度	第77期 2024年度
職員数	99名	84名	82名	83名	83名
うち男子	59名	50名	51名	50名	47名
うち女子	40名	34名	31名	33名	36名
平均年齢	37歳 7ヵ月	37歳 11ヵ月	37歳 9ヵ月	37歳 4ヵ月	39歳 5ヵ月
うち男子	37歳 8ヵ月	39歳 4ヵ月	39歳 1ヵ月	38歳 7ヵ月	39歳 7ヵ月
うち女子	28歳 7ヵ月	33歳 6ヵ月	32歳 11ヵ月	32歳 10ヵ月	31歳 1ヵ月
平均勤続年数	15年 0ヵ月	17年 2ヵ月	16年 9ヵ月	16年 3ヵ月	17年 1ヵ月
平均給与月額	267千円	269千円	272千円	263千円	278千円

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法等を規程で定めております。

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	96

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」78百万円、「賞与」8百万円、「退職慰労金」は9百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

子会社等

該当ございません。

総代会機能をご理解いただくために ～総代会制度と総代の選任について～

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数が多いへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任及び総代選考委員の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、総代懇談会やお客アンケートなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代とその選任方法について

(1) 総代の任期・定年

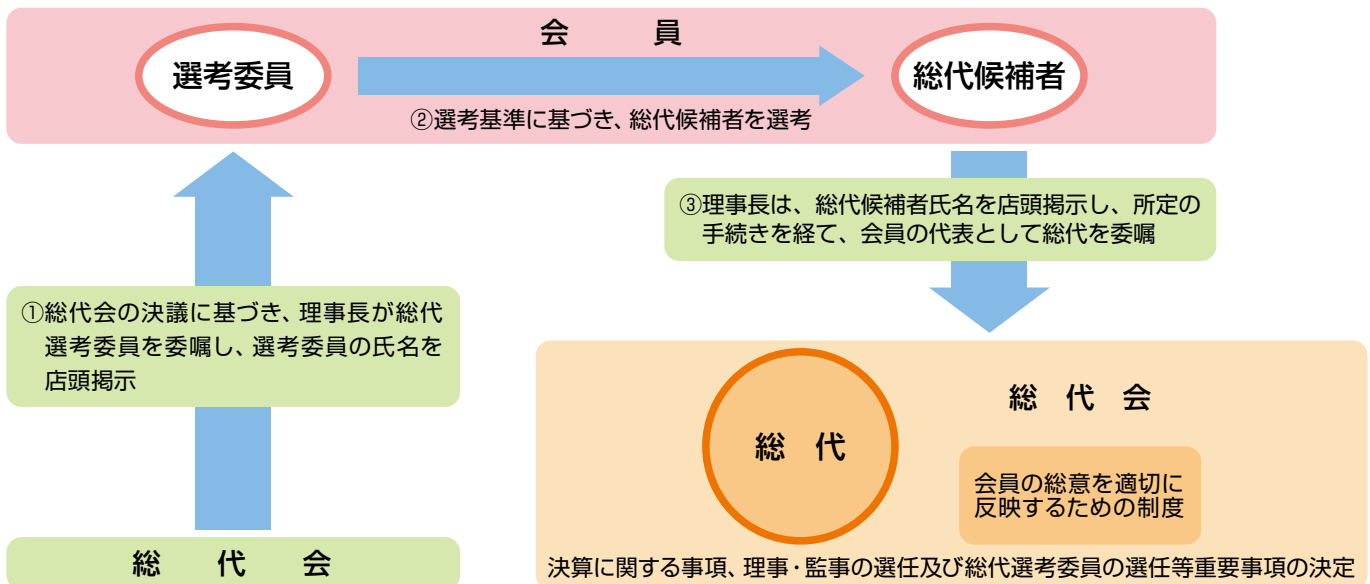
- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の重任は妨げません。
- ・総代の定年は満80歳です。但し、任期の途中で年齢が80歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとします。
- ・総代の定数は70人で、会員数に応じて各選任区域毎に定められております。なお、2025年3月末現在の会員は10,595人で、2025年6月末現在の総代数は70人です。

(2) 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）

◎総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



注 ▶ 総代候補者選考基準

- ① 資格要件
・当金庫の会員であること
- ② 適格要件
・総代としてふさわしい見識を有している者
・良識をもって正しい判断ができる者
・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
・その他総代選考委員が適格と認めた者

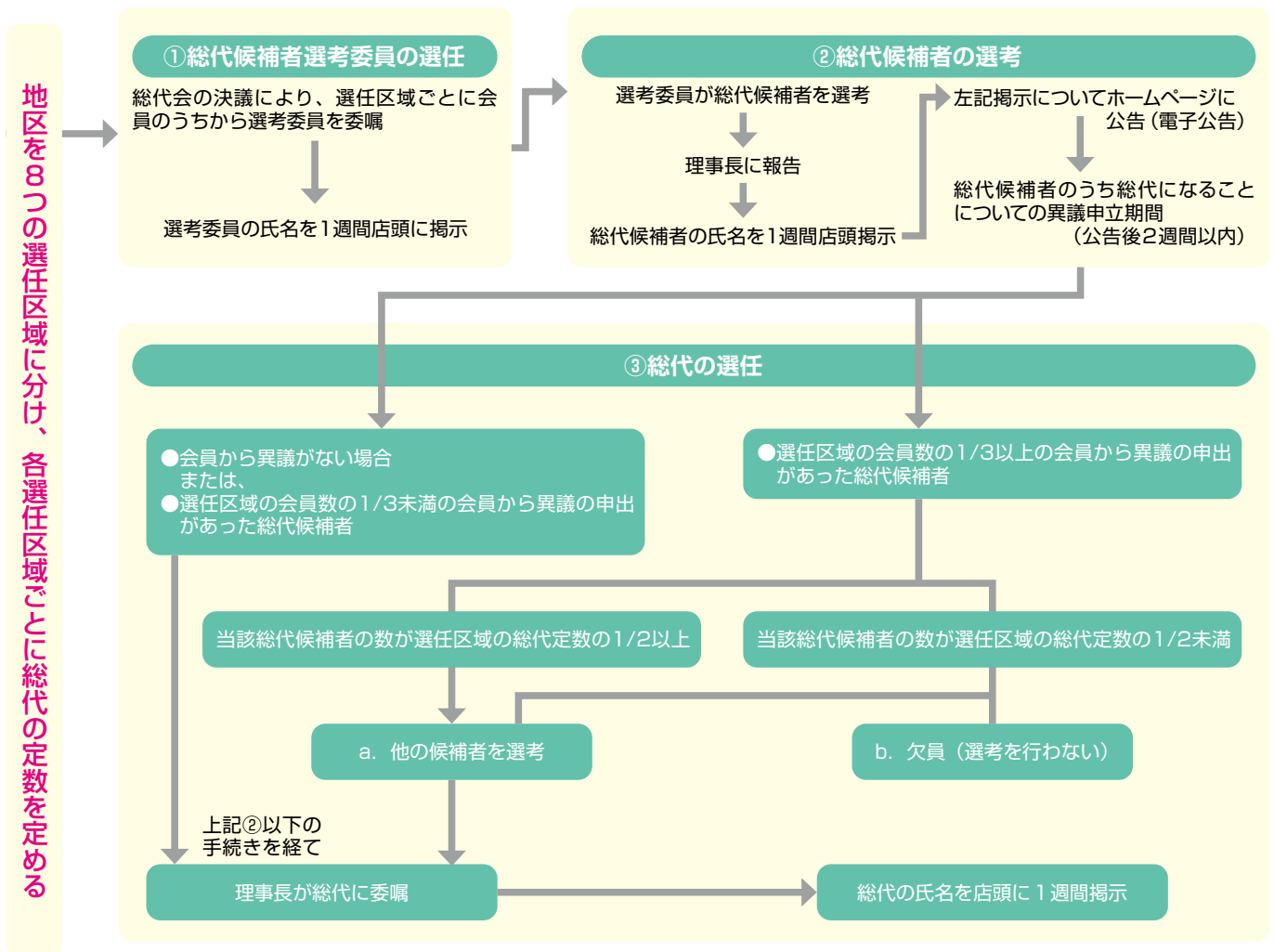
▶ 会員の資格

- ① 当金庫の地区内（北上市、花巻市（旧稗貫郡大迫町及び石鳥谷町を除く。）奥州市（旧胆沢郡前沢町、胆沢町及び衣川村を除く。）、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町に住所または居所を有する者
 - ② 当金庫の地区内に事業所を有する者
 - ③ 当金庫の地区内において勤労に従事する者
 - ④ 当金庫の地区内に事業所を有する者の役員及びこの金庫の役員
- ただし、①または②に該当する個人にあっては、常時使用する従業員の数が300人を超える事業者を除く。
また、①または②に該当する法人にあっては、常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、資本の額または出資の総額が9億円を超える事業者を除く。
なお、会員は出資1口（出資1口の金額500円）以上を有し、出資額は5,000円以上でなければならない。

総代と通常総代会について ～総代会の状況のご報告～

総代が選任されるまでの手続きについて

総代は3ステップを踏んで選任されます



第77回通常総代会(2025年6月17日開催) 決議事項

第77回通常総代会において、次の事項について報告並びに付議いたしました。

報告事項

第77期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

(1) 監査報告の件

(2) 業務報告、貸借対照表および損益計算書の報告の件

決議事項

第1号議案 第77期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)剰余金処分案の承認を求める件

第2号議案 所在不明会員の除名に関する件

第3号議案 監事の任期満了に伴う選任の件

第4号議案 退任理事および退任監事に対する退職慰労金支給の件

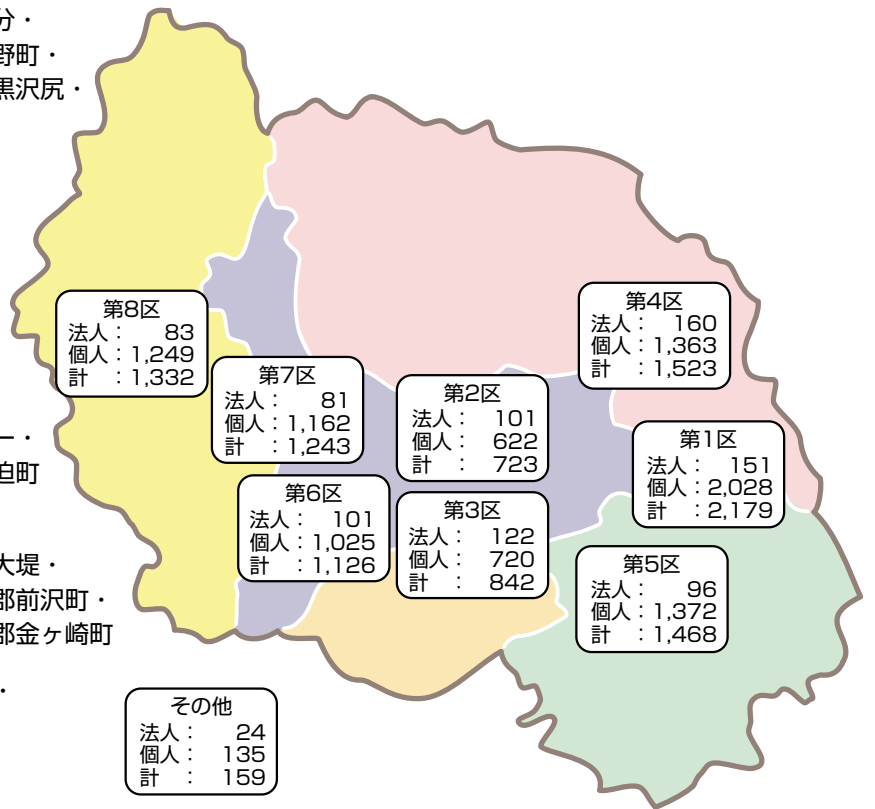
以上の議案について、原案通り承認されました。



総代と通常総代会について ~総代会の状況のご報告~

選任区域ごと会員数および総代数

- 第1区** 北上市常盤台・堤ヶ丘・藤沢・町分・しらゆり・さくら通り・川岸・中野町・上野町・孫屋敷・里分・小鳥崎・黒沢尻・立花・黒岩・湯沢・平沢・口内町
- 第2区** 北上市本通り・花園町・諏訪町・本石町・幸町・柳原町・有田町
- 第3区** 北上市青柳町・新穀町・芳町・大曲町・鍛冶町・九年橋・大通り・若宮町
- 第4区** 北上市飯豊・村崎野・成田・二子町・更木・臥牛・流通センター・北工業団地・花巻市(旧稗貫郡大迫町及び石鳥谷町を除く)
- 第5区** 北上市鬼柳町・上鬼柳・下鬼柳・大堤・相去町・稲瀬町・奥州市(旧胆沢郡前沢町・胆沢町及び衣川村を除く)・胆沢郡金ヶ崎町
- 第6区** 北上市上江釣子・下江釣子・滑田・新平・鳩岡崎・北鬼柳
- 第7区** 北上市和賀町
- 第8区** 和賀郡西和賀町



※2025年3月末現在

◆総代のご紹介

※氏名の後の数字は総代への就任回数です

選任区域	総代数等	氏名
第1区	14名 (定員14名)	阿部吉夫 ^⑩ 、藤原澄夫 ^⑧ 、佐々木信雄 ^⑧ 、阿部大司 ^⑥ 、小菅誠 ^⑤ 、菅原浩一 ^⑤ 、小松一男 ^④ 、後藤功 ^④ 、伊藤久哉 ^④ 、谷村康弘 ^④ 、菊池充 ^② 、浅井智則 ^② 、依田英逸 ^① 、小菅順司 ^①
第2区	5名 (定員5名)	小原正至 ^⑦ 、松村政和 ^⑦ 、八重樫守民 ^⑤ 、片方寛之 ^② 、伊藤桂樹 ^②
第3区	6名 (定員6名)	片方秀也 ^⑨ 、千田和秋 ^④ 、小瀬川泰志 ^③ 、石川博文 ^③ 、高橋良誠 ^① 、阿部裕明 ^①
第4区	10名 (定員10名)	中野幸男 ^⑩ 、川邊三千年 ^⑨ 、八重樫守 ^⑦ 、小森田正信 ^⑤ 、高橋和男 ^⑤ 、菊池徳男 ^④ 、武埜玄平 ^② 、碓井浩太郎 ^② 、木戸口幸弘 ^② 、遠藤睦人 ^①
第5区	10名 (定員10名)	上神田竹夫 ^⑧ 、小田島秀一 ^⑦ 、千田孝幹 ^⑦ 、千田富士夫 ^⑦ 、照井勉 ^⑤ 、八重樫チメ ^④ 、星一昭 ^③ 、高橋哲文 ^② 、高橋義和 ^② 、佐藤寛 ^②
第6区	8名 (定員8名)	村田守男 ^⑦ 、伊藤晴友 ^⑥ 、伊藤英明 ^④ 、菊池治夫 ^③ 、鈴木信也 ^③ 、高橋葉子 ^② 、高橋範行 ^① 、柏山栄治 ^①
第7区	8名 (定員8名)	高橋清光 ^⑧ 、照井寛幸 ^⑥ 、高橋伸夫 ^⑥ 、及川寿之 ^⑥ 、遠藤渡 ^⑤ 、菊池進一 ^④ 、高橋信行 ^④ 、高橋和幸 ^④
第8区	9名 (定員9名)	高橋勉 ^⑩ 、鎌田綾子 ^⑨ 、佐藤一久 ^⑦ 、高藤政明 ^② 、高橋健二 ^② 、小笠原東 ^② 、高橋浩幸 ^② 、米澤隆光 ^① 、照井恵悟 ^①

任期(2025年5月15日~2028年5月14日)
定数70人(現在70人)

◆総代の属性別構成比

属性別	構成比	
職業別	会社役員	91.43%
	個人事業主	5.71%
	個人	2.86%
年代別	70代	47.14%
	60代	21.43%
	50代	25.71%
	40代	5.71%
業種別	建設業	37.14%
	卸売業、小売業	20.00%
	製造業	17.14%
	その他サービス	14.29%
	運輸業、郵便業	5.71%
	不動産業	1.43%
	宿泊業	1.43%
その他	2.86%	

(2025年6月末現在)

経営資料編／経営の状況

貸借対照表

[資産の部]

(単位：百万円)

科 目	第76期 2024年3月31日	第77期 2025年3月31日
現金	2,124	1,763
預 け 金	24,351	25,898
買 入 金 銭 債 権	1,846	1,533
金 銭 の 信 託	200	200
商 品 有 価 証 券	-	-
有 価 証 券	27,274	26,170
国 債	3,159	2,916
地 方 債	5,170	4,836
社 債	13,390	13,591
株 式	12	19
そ の 他 の 証 券	5,541	4,806
貸 出 金	51,247	50,451
割 引 手 形	303	17
手 形 貸 付	1,883	2,578
証 書 貸 付	45,502	44,151
当 座 貸 越	3,557	3,703
そ の 他 資 産	874	742
未 決 済 為 替 貸	46	17
信 金 中 金 出 資 金	545	545
前 払 費 用	5	11
未 収 収 益	117	115
そ の 他 の 資 産	160	52
有 形 固 定 資 産	642	632
建 物	374	352
土 地	191	189
リ ー ス 資 産	-	-
建 設 仮 勘 定	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	76	90
無 形 固 定 資 産	21	32
ソ フ ト ウ ェ ア	15	27
の れ ん	-	-
リ ー ス 資 産	-	-
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	5	5
前 払 年 金 費 用	143	155
繰 延 税 金 資 産	175	179
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	-	-
債 務 保 証 見 返	107	94
貸 倒 引 当 金	△ 1,277	△ 1,068
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,021	△ 722
資 産 の 部 合 計	107,733	106,785

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

[負債及び純資産の部]

(単位：百万円)

科 目	第76期 2024年3月31日	第77期 2025年3月31日
預 金 積 金	102,146	102,390
当 座 預 金	388	245
普 通 預 金	58,040	58,610
貯 蓄 預 金	574	557
通 知 預 金	117	134
定 期 預 金	38,525	38,378
定 期 積 金	4,073	3,655
そ の 他 の 預 金	427	807
譲 渡 性 預 金	-	-
借 用 金	700	-
借 入 金	700	-
そ の 他 負 債	118	162
未 決 済 為 替 借	54	28
未 払 費 用	22	43
給 付 補 填 備 金	1	0
未 払 法 人 税 等	0	0
前 受 収 益	19	31
払 戻 未 済 金	7	3
資 産 除 去 債 務	-	-
そ の 他 の 負 債	11	54
賞 与 引 当 金	51	58
役 員 賞 与 引 当 金	-	-
退 職 給 付 引 当 金	-	-
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	45	54
そ の 他 の 引 当 金	7	9
特 別 法 上 の 引 当 金	-	-
繰 延 税 金 負 債	-	-
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	20	20
債 務 保 証	107	94
負 債 の 部 合 計	103,196	102,789
出 資 金	330	326
普 通 出 資 金	330	326
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
資 本 剰 余 金	-	-
利 益 剰 余 金	4,810	4,970
利 益 準 備 金	354	354
そ の 他 利 益 剰 余 金	4,455	4,615
特 別 積 立 金	4,510	4,448
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期末処理損失金)	△ 54	167
処 分 未 済 持 分	△ 5	△ 9
自 己 優 先 出 資	-	-
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
会 員 勘 定 合 計	5,134	5,287
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 626	△ 1,317
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	28	25
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 598	△ 1,291
純 資 産 の 部 合 計	4,536	3,995
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	107,733	106,785

経営資料編／経営の状況

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第76期	第77期
	自：2023年4月1日 至：2024年3月31日	自：2024年4月1日 至：2025年3月31日
経常収益	1,376,937	1,668,104
資金運用収益	1,187,298	1,353,318
貸出金利息	897,303	965,535
預け金利息	57,733	98,466
有価証券利息配当金	215,545	271,821
その他の受入利息	16,715	17,496
役務取引等収益	164,027	178,503
受入為替手数料	69,330	67,424
その他の役務収益	94,697	111,079
その他業務収益	16,356	37,996
外国為替売買益	-	-
国債等債券売却益	508	20,733
国債等債券償還益	-	2,201
その他の業務収益	15,848	15,062
その他経常収益	9,254	98,285
貸倒引当金戻入益	-	92,625
償却債権取立益	12	17
株式等売却益	4,467	-
金銭の信託運用益	1,069	1,737
その他の経常収益	3,705	3,905
経常費用	1,964,987	1,502,559
資金調達費用	5,367	55,214
預金利息	5,367	55,214
給付補填備金繰入額	-	-
借入金利息	-	-
その他の支払利息	-	-
役務取引等費用	116,048	114,153
支払為替手数料	9,741	20,876
その他の役務費用	106,307	93,277
その他業務費用	194,931	179,553
外国為替売買損	-	-
国債等債券売却損	-	66,271
国債等債券償還損	193,750	111,980
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	1,181	1,301
経費	982,425	1,139,799
人件費	573,267	690,723
物件費	374,952	410,085
税金	34,205	38,989
その他経常費用	666,214	13,838
貸倒引当金繰入額	650,456	-
貸出金償却	-	-
株式等売却損	10,286	8,679
株式等償却	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	5,471	5,159
経常利益(又は経常損失)	△ 588,050	165,545
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	8,643	3,906
固定資産処分損	1,896	1,025
減損損失	6,747	2,881
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	△ 596,693	161,638
法人税、住民税及び事業税	703	703
法人税等調整額	△ 68,808	△ 3,748
法人税等合計	△ 68,105	△ 3,045
当期純利益(又は当期純損失)	△ 528,588	164,684
繰越金(当期首残高)	469,225	-
土地再評価差額金取崩額	4,451	2,520
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	△ 54,911	167,205

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第76期	第77期
	自：2023年4月1日 至：2024年3月31日	自：2024年4月1日 至：2025年3月31日
当期末処分剰余金	△ 54,911,635	167,205,000
積立金取崩額	61,425,142	-
剰余金処分額	6,513,507	6,432,291
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	6,513,507	6,432,291
(普通出資に対する配当率)	(2%)	(2%)
繰越金(当期末残高)	0	160,772,709

財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性確認

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月18日

北上信用金庫

理事長 木村 幸男

会計監査人による監査

2024年6月26日開催の第76回通常総代会及び、2025年6月17日開催の第77回通常総代会で承認を得た、2023年度及び2024年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

経営資料編／経営の状況

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 12年～50年
その他 4年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び重要注意先債権に相当する債権については、主として今後5年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、5年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。当金庫は従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度においては、勤続年数、職能等級、職位により一時金又は年金で支給します。確定拠出制度においては、企業型の確定拠出年金制度を採用しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算する事ができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
年金資産の額 1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円
差引額 △21,384百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在) 0.0884%
 - 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び年金財政計算上の別途積立金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金8百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 26百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,370百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 977百万円
危険債権額 462百万円

三月以上延滞債権額 1百万円
貸出条件緩和債権額 381百万円
合計額 1,823百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 預け金 -百万円
担保資産に対応する債務 借入金 -百万円
上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金2,000百万円、日本銀行の取引の担保として、有価証券100百万円を差し入れております。また、その他資産には、保証金5百万円が含まれております
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び第2号に基づいて、公示地価及び基準地価をもとに国税庁が定めた相続税等の財産評価基準書の路線価図等により調整を行って算出しております。同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △96百万円
- 出資1口当りの純資産額 6,302円 78銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など及び与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び管理運営方針において、リスク管理方法及手続等の詳細を明記しており、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。このうち、総務企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総務企画部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

経営資料編／経営の状況

- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク（及び価格変動リスク）の影響を受ける主たる金融商品は、貸出金、有価証券、預け金、及び預金であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫の VaR は分散共分散法（保有期間 252 日、信頼区間 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 7 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値、相関考慮）は、全体で 931 百万円です。
なお、当金庫では、リスク計測手法の妥当性を検証することを目的として、バックテストを実施し、実際に発生した損益と VaR を比較しております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価格が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

19. 金融商品の時価等に関する事項
令和 7 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金（※ 1）	25,898	25,791	△ 106
貸出金（※ 1）	50,451	—47,411	—0
貸倒引当金（※ 2）	△ 1,068	—11,110	—
有価証券	49,382	48,357	△ 1,025
満期保有目的	26,142	26,067	△ 74
その他有価証券	1,776	1,702	△ 74
買入金銭債権	24,365	24,365	—
金銭の信託	1,533	1,518	△ 14
満期保有目的	200	200	—
その他有価証券	200	200	—
金融資産計	—	—	—
預金積金（※ 1）	103,157	101,935	△ 1,222
借入金	102,390	102,166	△ 244
金融負債計	—	—	—
	102,390	102,166	△ 244

- (※ 1) 金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(※ 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(※ 3) その他の有価証券には、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和 3 年 6 月 17 日）第 24-9 項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注 1) 金融資産の時価等の評価技法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については 20. ～ 21. に記載しております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

金銭の信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた債権

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金等、期間の定めのないものについては、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金・積立定期預金・定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

なお、残存期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似している

ことから、当該帳簿価額を時価としております。

- (注 2) 市場価格のない株式及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※ 1）	16
組合出資金（※ 2）	11
合 計	27

(※ 1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※ 2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和 3 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

- (注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金（※ 1）	6,505	9,030	2,500	1,500
有価証券（※ 1）	1,677	9,559	8,992	6,407
満期保有目的の債券	163	353	573	700
その他有価証券のうち満期があるもの	1,513	9,205	8,419	5,707
貸出金（※ 2）	8,893	15,753	12,085	8,996
合 計	17,075	31,356	23,578	16,903

(※ 1) 預け金、有価証券のうち期間の定めのないものは含めておりません。

(※ 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

- (注 4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金積金	32,759	8,471	—	1
借入金	—	—	—	—
合 計	32,759	8,471	—	1

(注) 預金積金のうち要求払預金等、期間の定めのないものについては、含めておりません。

20. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、21. まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	485	487	2
	短期社債	—	—	—
	社債	100	100	0
	その他	100	102	2
	小計	685	690	5
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	586	535	△ 51
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	405	378	△ 27
	その他	100	98	△ 1
	小計	1,091	1,011	△ 80
合計	1,776	1,702	△ 74	

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3	1	1	
	債券	1,616	1,600	16	
	国債	104	99	4	
	地方債	201	199	1	
	短期社債	—	—	—	
	社債	1,310	1,300	10	
	その他	1,876	1,734	142	
	小計	3,496	3,336	159	
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
		債券	18,150	19,478	△ 1,327
国債		2,226	2,607	△ 381	
地方債		4,149	4,509	△ 359	
短期社債		—	—	—	
社債		11,775	12,360	△ 585	
その他	2,718	2,868	△ 149		
小計	20,869	22,346	△ 1,477		
合計	24,365	25,683	△ 1,317		

経営資料編／経営および事業の状況

21. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	333	0	66
国債	233	—	66
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	100	0	—
その他	1,056	64	111
合計	1,390	64	178

22. 満期保有目的の金銭信託

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの (百万円)
満期保有目的 の金銭信託	200	200	—	—	200

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,917百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,935百万円、1年超のものが9,982百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	525 百万円
貸倒引当金	145
その他	51
繰延税金資産小計	722
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 335
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 164
評価性引当額小計	△ 500
繰延税金資産合計	222
繰延税金負債	
前払年金費用	42
繰延税金負債合計	42
繰延税金資産の純額	179 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度（令和7年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の 繰越欠損 金（*1）	55	—	57	309	—	103	525
評価性引 当額	△ 54	—	—	△ 224	—	△ 55	△ 335
繰延税金 資産	0	—	57	85	—	47	190

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.2%から令和8年4月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27.9%となります。この税率変更による影響は、軽微であります。

25. 信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

損益計算書注記

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益 254円68銭

3. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当金庫は以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
事業用資産	土地	岩手県北上市	2,662千円
事業用資産	土地	岩手県西和賀町	218千円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を特別損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法及び回収可能額の算定方法

管理会計上の最小区分である営業部単位を1つの単位としてグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額によっており、正味売却価額は固定資産税評価額等を基準にして合理的に算定しております。

● 主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
資金運用収支	1,181,931	1,298,204
資金運用収益	1,187,298	1,353,318
資金調達費用	5,367	55,114
役員取引等収支	47,978	64,349
役員取引等収益	164,027	178,503
役員取引等費用	116,048	114,153
その他の業務収支	△ 178,574	△ 141,556
その他業務収益	16,356	37,996
その他業務費用	194,931	179,553
業務粗利益	1,051,335	1,220,997
業務粗利益率	0.95%	1.13%

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

(注) 2. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用

(2023年度0円、2024年度100,000円)を控除して表示しております。

利ざや・利益率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
資金運用利回	1.07	1.25
資金調達原価率	0.90	1.10
総資金利ざや	0.17	0.15
総資産経常利益率	△ 0.51	0.14
総資産当期純利益率	△ 0.46	0.14

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝

経常（当期純）利益

総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100

業務純益

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
業務純益	△ 61,845	90,646
実質業務純益	76,794	90,646
コア業務純益	270,036	245,963
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	270,036	204,201

(注) 1. 業務純益＝業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

2. 実質業務純益＝業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益＝実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

経営資料編 / 事業の状況

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
資金運用勘定	110,447	107,546	1,187,298	1,353,318	1.07	1.25
うち貸出金	51,752	50,465	897,303	965,535	1.73	1.91
うち預け金	27,199	26,658	57,733	98,466	0.21	0.33
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	29,166	28,099	215,545	271,821	0.73	0.96
資金調達勘定	108,473	107,084	5,367	55,214	0.00	0.05
うち預金積金	107,773	106,816	5,367	55,214	0.00	0.05
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	700	268	-	-	-	-

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2023年度1,427百万円、2024年度2,569百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2023年度200百万円、2024年度200百万円)を控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	575	△ 26,877	△ 26,302	△ 18,741	184,761	166,020
うち貸出金	△ 2,648	5,132	2,484	△ 22,260	90,491	68,231
うち預け金	1,035	22,681	23,716	1,263	39,469	40,732
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	△ 5,840	△ 45,024	△ 50,864	△ 7,783	64,059	56,276
支払利息	-	△ 1,598	△ 1,598	-	49,847	49,847
うち預金積金	-	△ 1,598	△ 1,598	-	49,847	49,847
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

役務取引等の内訳

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
役務取引等収益	164,027	178,503
受入為替手数料	69,330	67,424
その他の受入手数料	94,697	111,079
その他の役務取引等収益	-	-
役務取引等費用	116,048	114,153
支払為替手数料	9,741	20,876
その他の支払手数料	11,387	1,195
その他の役務取引等費用	94,919	92,082

その他業務利益の内訳

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
その他業務収益	16,356	37,996
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	508	20,733
国債等債券償還益	-	2,201
その他の業務収益	15,848	15,062
その他業務費用	194,931	179,553
外国為替売買損	-	-
商品有価証券売買損	-	-
国債等債券売却損	-	66,271
国債等債券償還損	193,750	111,980
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	1,181	1,301
その他業務利益	△ 178,574	△ 141,556

経費の内訳

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
人件費	573,267	690,723
報酬給料手当	512,767	545,392
退職給付費用	△ 21,826	58,383
その他	82,326	86,946
物件費	374,952	410,085
事務費	176,473	185,269
うち旅費・交通費	1,659	2,264
うち通信費	14,113	14,409
うち事務機械賃借料	110	-
うち事務委託費	120,860	134,751
固定資産費	79,944	94,601
うち土地建物賃借料	15,963	15,332
うち保全管理費	42,087	44,807
事業費	35,519	36,094
うち広告宣伝費	6,162	6,187
うち交際費・寄贈費・諸会費	15,936	17,521
人事厚生費	9,308	10,588
減価償却費	58,134	67,924
その他	15,572	15,608
税金	34,205	38,989
合計	982,425	1,139,799

経営資料編／事業の状況

● 預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
流動性預金	63,586	64,710
うち有利息預金	56,066	57,552
定期性預金	44,187	42,105
うち固定金利定期預金	39,440	38,108
うち変動金利定期預金	0	0
その他	-	-
計	107,773	106,816
譲渡性預金	-	-
合計	107,773	106,816

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

定期預金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
定期預金	38,525	38,378
固定金利定期預金	38,525	38,378
変動金利定期預金	0	0
その他	-	-

預金者別預金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
個人	72,370	71,704
法人	29,775	30,686
一般法人	24,761	24,282
金融機関	23	89
公金	4,990	6,314
合計	102,146	102,390

会員・会員外別預金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
会員	47,591	46,448
会員外	54,554	55,941
合計	102,146	102,390

財形貯蓄残高

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
財形貯蓄残高	19,938	15,391

● 貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
手形貸付	1,556	2,102
証書貸付	46,775	44,898
当座貸越	3,178	3,318
割引手形	241	145
合計	51,752	50,465

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金	51,752	50,451
固定金利	30,694	29,260
変動金利	20,552	21,190

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	344	334
有価証券	57	15
動産	-	-
不動産	7,264	6,933
その他	8	-
計	7,675	7,282
信用保証協会・信用保険	20,186	19,648
保証証	7,653	6,905
信用	15,731	16,613
合計	51,247	50,451

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	72	69
その他	-	-
計	72	69
信用保証協会・信用保険	-	-
保証証	21	13
信用	14	11
合計	107	94

- (注) 1. 「その他」は商業手形等を担保としたものです。
 2. 「信用保証協会・信用保険」は岩手県信用保証協会および（一社）しんきん保証基金の保証額等を掲載しています。
 3. 「保証」は割引手形や無担保で保証付のもの、「信用」は無担保で保証人による保証等を含めています。

経営資料編／事業の状況

使途別の貸出金残高

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	21,335	41.6	21,196	42.0
運転資金	29,911	58.4	29,255	58.0
合計	51,247	100.0	50,451	100.0

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

業種区分	2023年度			2024年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	83	4,463	8.7	81	3,959	7.8
農業、林業	16	193	0.3	15	188	0.4
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	2	118	0.2	1	111	0.2
建設業	163	5,205	10.1	164	5,376	10.6
電気・ガス・熱供給・水道業	9	91	0.1	7	80	0.1
情報通信業	8	134	0.2	7	117	0.2
運輸業、郵便業	23	906	1.7	23	856	1.6
卸売業、小売業	126	2,965	5.7	126	3,122	6.1
金融業、保険業	19	5,022	9.7	17	4,777	9.4
不動産業	142	6,625	12.9	135	6,180	12.2
物品賃貸業	2	124	0.2	2	159	0.3
学術研究・専門・技術サービス業	16	236	0.4	17	257	0.5
宿泊業	20	984	1.9	21	1,308	2.5
飲食業	122	1,486	2.8	119	1,646	3.2
生活関連サービス業、娯楽業	67	1,683	3.2	64	1,414	2.8
教育、学習支援業	5	15	0.0	5	147	0.2
医療、福祉	36	1,360	2.6	39	1,161	2.3
その他のサービス	84	1,065	2.0	88	1,477	2.9
小計	943	32,684	63.7	931	32,344	64.1
地方公共団体	5	6,914	13.4	5	6,455	12.7
個人	3,396	11,648	22.7	3,263	11,651	23.0
合計	4,344	51,247	100.0	4,199	50,451	100.0

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

預貸率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期末預貸率	50.17	49.27
期中平均預貸率	48.01	47.24

$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

貸出金償却の額

貸出金償却

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
貸出金償却	-	-

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
消費者ローン	3,619	3,559
住宅ローン	8,028	8,091

会員・会員外別貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
会員	37,846	37,487
会員外	13,401	12,964
合計	51,247	50,451

※当金庫は会員制度による地域金融機関ですから、融資先は原則として会員であることが条件です。
会員外の方は、700万円を限度として融資を受けることができます。

代理貸付残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
信金中央金庫	95	83
日本政策金融公庫	7	5
独立行政法人住宅金融支援機構	450	394
独立行政法人福祉医療機構	10	9
独立行政法人中小企業基盤整備機構	3	8
合計	567	501

貸倒引当金内訳

自己資本の充実の状況等について 29 ページ参照

経営資料編／事業の状況

退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び厚生年金基金制度（総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入）を採用しております。

2023年度より確定拠出制度を導入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	2023年度	2024年度
退職給付債務	431,744	405,217
年金資産	-	-
前払年金費用	-	-
未認識過去勤務債務	-	-
未認識数理計算上の差異	-	-
その他（会計基準変更時差異の未処理額）	-	-
退職給付引当金	-	-

(注) 当金庫では、簡便法を採用しておりますので、「退職給付債務」と「退職給付引当金」のみ記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	2023年度	2024年度
勤務費用	-	-
利息費用	-	-
期待運用収益	-	-
過去勤務債務の費用処理額	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	-	-
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用(計)	△ 21,740	57,528

(注) 当金庫では、簡便法を採用しておりますので、「退職給付費用」のみ記載し、内訳の記入を省略しております。

● 有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

前年度、今年度いずれも該当ございません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

2023年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	-	-	-	306	387	2,466	-	3,159
地方債	-	605	1,413	335	2,292	524	-	5,170
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	200	2,908	3,437	3,046	3,455	1,279	-	13,390
株式	-	-	-	-	-	-	119	119
外国証券	-	404	500	500	478	284	614	2,682
その他の証券	435	315	464	115	350	103	1,182	2,751

2024年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	-	-	190	477	98	2,150	-	2,916
地方債	100	987	922	742	1,605	478	-	4,836
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	1,098	3,274	2,423	3,758	2,035	999	-	13,591
株式	-	-	-	-	-	-	100	100
外国証券	200	497	388	658	93	270	730	2,838
その他の証券	-	45	205	187	102	105	1,240	1,887

経営資料編 / 事業の状況

有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

(単位：百万円)

		2023年度	2024年度
国債	債	3,126	3,485
地方債	債	5,436	5,294
短期社債	債	-	-
社債	債	13,905	13,824
株式		11	11
外国証券		2,908	2,839
その他の証券		3,778	2,643
合計		29,166	28,099

預証率の期末値及び期中平均値

預証率

(単位：%)

	2023年度	2023年度
期末預証率	26.70	25.55
期中平均預証率	27.06	26.30

$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 売買目的有価証券

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	99	100	1	-	-	-
	地方債	548	568	20	485	487	2
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	100	101	1	100	100	0
	その他	200	207	7	100	102	2
	小計	947	978	30	685	690	5
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	290	285	△4	586	535	△51
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	440	426	△14	405	378	△27
	その他	-	-	-	100	98	△1
	小計	730	711	△18	1,091	1,011	△80
合計	1,678	1,690	11	1,776	1,702	△74	

1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は外国証券です。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

前年度、今年度いずれも該当ございません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2	1	0	3	1	1
	債券	2,268	2,200	68	1,616	1,600	16
	国債	109	99	9	104	99	4
	地方債	205	199	5	201	199	1
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,953	1,900	53	1,310	1,300	10
	その他	2,459	2,243	216	1,876	1,734	142
	小計	4,730	4,445	285	3,496	3,336	159
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	17,974	18,679	△704	18,150	19,478	△1,327
	国債	2,660	2,908	△247	2,226	2,607	△381
	地方債	4,416	4,599	△183	4,149	4,509	△359
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	10,897	11,171	△273	11,775	12,360	△585
	その他	2,862	3,070	△207	2,718	2,868	△149
	小計	20,837	21,749	△912	20,869	22,346	△1,477
合計	25,567	26,194	△626	24,365	25,683	△1,317	

1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託、外国証券及び信金中央金庫優先出資証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

経営資料編 / 事業の状況

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
非上場株式	9	16
組合出資金	18	11
合計	28	27

- 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

公共債引受額

該当ございません。

公共債ディーリング実績

該当ございません。

外国為替取扱実績

該当ございません。

外貨建資産残高

該当ございません。

公共債窓販実績

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
国債	9	30
地方債	-	-

※1年間に販売した公共債の合計金額です。

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

		2023年度	2024年度
送金・振込	仕向	78,572	79,980
	被仕向	99,352	106,100
代金取立	仕向	-	-
	被仕向	0	56

金銭の信託

(1) 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2023年度					2024年度				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
200	200	-	-	200	200	200	-	-	200

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

(3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

2023年度					2024年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ございません。

経営の健全性と健全経営のための取組み ～リスク管理債権の引当・保全状況～

当金庫の金融再生法開示による不良債権は、前期末比601百万円減少し、不良債権比率は1.12ポイント低下して3.60%となりました。また、これらの不良債権は、担保・保証や貸倒引当金により85.80%保全されているほか、内部留保を加えた経営体力6,566百万円によりカバーされています。これら不良債権については、引き続き回収を図るよう取り組んでいるほか、お取引先の実態把握に努め、お取引先の経営改善に相協力して全力を上げて取り組むことにより、資産の健全性向上に努めています。

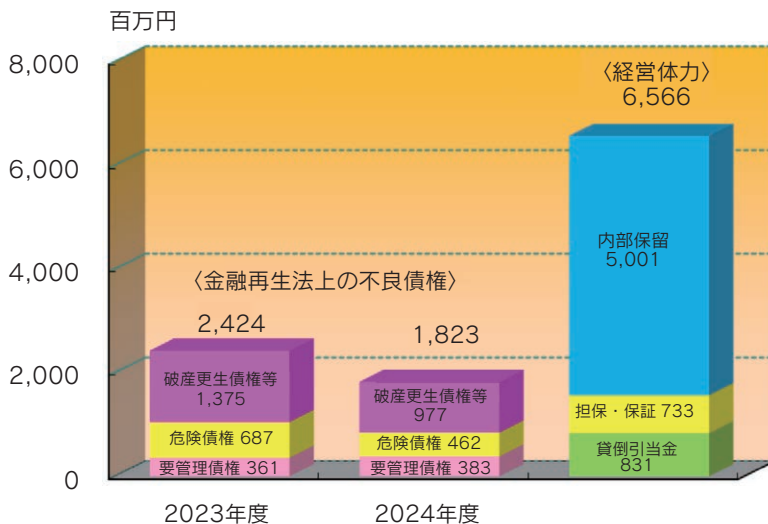
◆信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	2023年度	1,375	1,375	562	813	100.00	100.00
	2024年度	977	977	315	661	100.00	100.00
危険債権	2023年度	687	478	270	208	69.68	50.00
	2024年度	462	401	341	60	86.83	50.00
要管理債権	2023年度	361	217	115	102	60.30	28.36
	2024年度	383	185	76	108	48.36	28.36
三月以上 延滞債権	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	1	1	1	-	100.00	-
貸出条件 緩和債権	2023年度	361	217	115	102	60.30	28.36
	2024年度	381	183	75	108	48.18	28.36
小 計 (A)	2023年度	2,424	2,072	948	1,124	85.48	76.15
	2024年度	1,823	1,564	733	831	85.80	76.25
正常債権 (B)	2023年度	48,989					
	2024年度	48,762					
総与信残高 (A) + (B)	2023年度	51,413					
	2024年度	50,585					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の買付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

■金融再生法上の不良債権と経営体力



経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

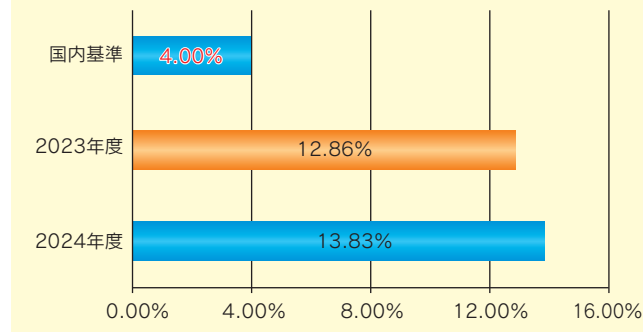
自己資本の充実の状況

自己資本比率とは、リスク・アセット（総資産のうち、万が一の場合に貸し倒れの可能性がある資産、この資産に対して危険度に応じた割合を掛けて求めます。）に占める自己資本の額の割合で、信用金庫の経営状況を把握する重要な指標です。自己資本比率が高いほど、財務の安全性・健全性が高く経営基盤が安定しているといえます。

当金庫の2024年度のバーゼルⅢに基づく自己資本比率は13.83%となり、国内基準の4%を大きく上回り、当金庫の経営は十分な健全性を確保しております。

また、自己資本の額は5,328百万円となり、総所要自己資本額（リスク・アセット×4%）1,541百万円を大きく上回り、十分な健全性を維持しております。自己資本の額とは、出資金や過去の利益の積立金などです。今後も、健全経営に徹し、自己資本の充実に努めてまいります。

体力には自信があります



自己資本比率

13.83%

=

$$\frac{\begin{array}{l} \text{自己資本の額} \\ \text{(コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額)} \\ \text{(5,328百万円)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{信用リスク・アセットの額+(オペレーショナル・リスク相当額÷8\%)} \\ \text{(36,210百万円) (2,319百万円)} \end{array}} \times 100$$

×100

※自己資本比率（バーゼルⅢ）では、コア資本に係る基礎項目の額から控除される調整項目の額等について、経過措置が設けられております。当金庫では経過措置を適用のうえ、自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、出資金、利益準備金、特別積立金、繰越金等から構成されております。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域の会員様からお預かりしている出資金が該当します。2024年度の出資金の額は326百万円となっております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率が13.83%と国内基準である4%を充分上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。また、当金庫は、各※¹エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに、税効果資本である※²繰延税金資産につきましては、ほとんど依存しておりません。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、経営計画については、貸出金の計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

※¹ エクスポージャー：リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には、貸出金、債務保証などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

※² 繰延税金資産：金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	2023 年度	2024 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,128	5,281
うち、出資金及び資本剰余金の額	330	326
うち、利益剰余金の額	4,810	4,970
うち、外部流出予定額 (△)	6	6
うち、上記以外に該当するものの額	△ 5	△ 9
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	255	346
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	255	346
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,383	5,627
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	15	23
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	225	161
前払年金費用の額	104	113
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	345	298
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,038	5,328
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	36,864	36,210
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 151	△ 151
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	2,306	2,319
信用リスク・アセット調整額	－	－
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	39,170	38,529
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.86%	13.83%
信用リスクに対する所要自己資本の額	1,474	1,448
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	92	92
単体総所要自己資本の額	1,566	1,541

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2023 年度		2024 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	36,864	1,474	36,210	1,448
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	36,907	1,476	33,165	1,326
ソブリン向け	505	20	541	21
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,769	190	5,065	202
法人等向け	15,307	612	12,479	499
中小企業等向け及び個人向け	6,718	268		
中堅中小企業等向け及び個人向け			3,393	135
抵当権付住宅ローン	938	37		
不動産取得等事業向け	1,351	54		
不動産関連向け			7,302	292
三月以上延滞等	111	4		
延滞等向け			1,251	50
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			43	1
取立未済手形	9	0	3	0
信用保証協会等による保証付	1,014	40	941	37
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	166	6		
株式等			1	0
上記以外	6,014	240	2,142	85
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※ 4	-	-	3,195	127
④未決済取引			-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 151	△ 6	△ 151	△ 6
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額※ 5	2,306	92	2,319	92
BI			1,546	
BIC			185	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	39,170	1,566	38,529	1,541

- (注)
1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。
 6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。
 8. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

信用リスクに関する項目（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし、消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、融資の審査にあたっては、与信業務の基本的な理念・方針等を明示した「融資の基本方針（クレジット・ポリシー）」及び「与信判断の指針」が定められており、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスク計測にあたっては、しんきんオンラインシステムにおける信用リスク管理システム機能を用いて、信用リスク量を計測し、信用リスク管理並びに統合的リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。正常先、要注意先、要管理先における一般貸倒引当金については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・株式会社格付投資情報センター（R & I）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S & P）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈信用リスクに関するエクスポージャーの額〉

（単位：百万円）

	期末残高		期中平均残高	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスクに関するエクスポージャー	109,223	110,254	114,845	113,596

〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
	信用リスクエクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国内	105,536	107,510	51,413	52,058	22,384	23,385	-	-	328	1,991
国外	3,686	2,743	-	-	2,747	2,262	-	-	-	-
地域別合計	109,223	110,254	51,413	52,058	25,132	25,648	-	-	328	1,991
製造業	6,079	5,630	4,578	4,122	1,301	1,301	-	-	33	231
農業、林業	198	200	198	200	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	118	111	118	111	-	-	-	-	-	-
建設業	5,974	6,323	5,573	5,922	400	400	-	-	11	12
電気・ガス・熱供給・水道業	3,413	3,403	110	99	3,303	3,304	-	-	-	-
情報通信業	539	525	135	120	400	400	-	-	-	-
運輸業、郵便業	3,429	3,484	924	879	2,504	2,604	-	-	-	23
卸売業、小売業	3,887	4,198	3,087	3,297	800	900	-	-	6	132
金融業、保険業	31,097	32,177	5,029	4,791	4,450	4,813	-	-	-	-
不動産業	9,909	9,433	7,318	6,818	2,469	2,559	-	-	-	671
物品賃貸業	124	161	124	161	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	285	308	285	308	-	-	-	-	15	56
宿泊業	987	1,313	987	1,313	-	-	-	-	-	186
飲食業	1,754	1,957	1,754	1,957	-	-	-	-	-	4
生活関連サービス業、娯楽業	2,038	1,782	1,937	1,681	100	100	-	-	261	550
教育、学習支援業	18	150	18	150	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	1,442	1,246	1,442	1,246	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	1,235	1,678	1,235	1,678	-	-	-	-	-	65
国・地方公共団体等	21,853	20,423	6,936	6,468	8,760	8,503	-	-	-	-
個人	9,616	10,728	9,616	10,728	-	-	-	-	-	56
その他	5,217	5,017	0	0	640	760	-	-	-	-
業種別合計	109,223	110,254	51,413	52,058	25,132	25,648	-	-	328	1,991
1年以下	13,751	17,069	6,262	8,602	200	1,403	-	-	-	-
1年超3年以下	15,318	12,377	4,040	2,732	3,909	4,807	-	-	-	-
3年超5年以下	10,140	12,738	3,240	3,693	4,325	4,042	-	-	-	-
5年超7年以下	15,019	16,905	9,870	9,969	4,253	6,005	-	-	-	-
7年超10年以下	17,778	14,615	9,308	9,160	6,866	4,151	-	-	-	-
10年超	25,087	24,212	18,545	17,125	4,937	4,478	-	-	-	-
期間の定めのないもの	12,127	12,336	146	773	640	760	-	-	-	-
残存期間別合計	109,223	110,254	51,413	52,058	25,132	25,648	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種区分は日本標準業分類の6分類に準じて記載しております。

経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「融資事務取扱規程」における事務取扱手続きや担保物件の評価手続き等により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主な保証には、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定するしんきん保証基金保証があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	117	255	—	255	255
	2024年度	255	346	—	346	346
個別貸倒引当金	2023年度	527	1,021	—	1,021	1,021
	2024年度	1,021	722	—	722	722
合計	2023年度	645	1,277	—	1,277	1,277
	2024年度	1,277	1,068	—	1,068	1,068

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	目的使用		その他		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	26	42	26	42	—	—	26	42	26	42	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	330	250	330	250	—	—	330	250	330	250	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス、娯楽業	470	377	470	377	—	—	470	377	470	377	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	174	—	174	—	—	—	174	—	174	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	19	13	19	13	—	—	19	13	19	13	—	—
合計	1,021	722	1,021	722	—	—	1,021	722	1,021	722	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営の健全性と健全経営のための取組み ～自己資本の充実の状況等について～

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	2024年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイト の 加重平均値 (%)	
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		信用リスク・ アセットの額
1. 現 金	0	1,763	-	-	-	-	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	7,881	-	-	-	-	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
4. 国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	0	11,308	-	-	-	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
7. 国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
8. 地方公共団体金融機構向け	10～20	586	-	58	-	58	99%
9. 我が国の政府関係機関向け	10～20	2,687	-	268	-	258	96%
10. 地方三公社向け	20	2,085	-	417	-	225	54%
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150 20～150	24,720 1,301	-	5,065 1,301	-	5,065 350	100% 27%
12. カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	20～150 20～150	22,946 -	1,060 -	12,479 -	179 -	12,479 -	99% -
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトラランザクター向け)	45～100 45	20,717 -	13,637 11,154	3,393 -	723 555	3,393 180	82% 33%
15. 不動産関連連向け (うち自己居住用不動産等向け) (うち賃貸用不動産向け) (うち事業用不動産関連向け) (うちその他不動産関連向け) (うちA D C向け)	20～150 20～75 30～150 70～150 60 100～150	12,191 6,271 4,911 1,007 -	- -	7,302 2,262 4,048 990 -	- -	7,302 2,262 4,048 990 -	100% 100% 100% 100% -
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	937	5	1,251	0	1,251	100%
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	43	-	43	-	43	100%
19. 取立未済手形	20	17	-	3	-	3	100%
20. 信用保証協会等による保証付	0～10	9,521	118	941	11	941	99%
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
22. 株 式 等	250～400	1	-	1	-	1	100%
23. 上 記 以 外 (うち重要な出資のエクスポージャー) (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) (うち信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー) (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー(国内基準金庫に限る。)) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー(国内基準金庫に限る。)) (うち右記以外のエクスポージャー)	100～1250 1250 250～400 100～250 250 250 150 100	1,604 - 100 625 161 - - 717	- - -	2,142 - 252 745 403 -	- -	2,142 - 252 745 403 -	100% - 100% 100% 100% -
24. 証 券 化 (うちSTC要件適用分) (うち短期STC要件適用分) (うち不良債権証券化適用分) (うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
25. 再 証 券 化	-	-	-	-	-	-	-
26. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	2,505	19	2,505	19	3,195	127%
27. 未 決 済 取 引	-	-	-	-	-	-	-
28. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-	-	△151	-
合計(信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	36,210	-

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

相手方当事者の区分	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																						
	2024年度																						
	(0%)	(10%)	(20%)	(25%)	(30%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(45%)	(50%)	(60%)	(70%)	(75%)	(85%)	(90%)	(100%)	(105%)	(110%)	(130%)	(150%)	(250%)	合計	
1. 現金	1,763	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,763	
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,881	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,881	
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4. 国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5. 我が国の地方公共団体向け	11,308	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,308	
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7. 国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8. 地方公共団体金融機関向け	-	586	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	586	
9. 我が国の政府関係機関向け	-	2,687	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,687	
10. 地方三社向け	-	-	2,085	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,085	
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	24,124	-	294	-	-	-	-	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	24,720	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,301	
12. カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13. 法人等向け(特定貸付債権を含む。)	-	-	4,657	-	-	-	-	-	-	5,470	-	1,552	290	7,565	-	624	-	-	-	-	187	96	20,444
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	555	-	-	-	5,499	-	-	1,347	-	-	-	-	-	7,402	
(うちトラッキング向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	555	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	555	
15. 不動産関連向け	-	-	434	264	893	154	0	282	582	460	131	4,512	966	-	37	-	2,701	704	-	-	-	12,128	
(うち自己居住用不動産等向け)	-	-	434	264	552	-	0	282	-	460	-	4,253	13	-	-	-	-	-	-	-	-	6,261	
(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	340	154	-	-	582	-	131	-	953	-	-	-	2,701	-	-	-	-	4,864	
(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	259	-	-	37	-	-	704	-	-	-	1,001	
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	136	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	787	932	
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	-	-	-	-	-	43	
19. 取立未済手形	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	
20. 信用保証協会等による保証付	-	-	9,414	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,414	
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
22. 株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	
合計	20,953	12,688	31,319	264	1,187	154	0	282	1,137	6,368	131	6,065	6,756	7,565	37	2,024	2,701	704	1	974	96	101,417	

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	25,826
10%	-	13,341
20%	4,382	25,333
35%	-	2,748
50%	12,172	258
75%	-	5,510
100%	491	17,353
150%	-	58
200%	-	-
250%	98	229
1,250%	-	-
その他	717	1,892
合計	-	110,415

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイトの区分	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1. 40%未満	73,305	3,130	10.000	73,599
2. 40%～70%	10,618	8,397	10.000	10,868
3. 75%	3,999	2,154	10.000	3,749
4. 80%	-	-	-	-
5. 85%	8,720	662	21.000	7,458
6. 90%～100%	1,457	477	10.000	1,268
7. 105%～130%	3,421	-	0.000	3,408
8. 150%	969	-	100.000	969
9. 250%	96	-	-	96
10. 400%	-	-	-	-
11. 1250%	-	-	-	-
12. その他	-	-	-	-
合計	102,588	14,821	-	101,417

- (注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことです。

経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	321	945	18,228	8,150	-	-	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「統合リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組を整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業部が一体となり、厳正な事務取扱規程の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な検査を実施、安定した業務遂行が出来るよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

当面、自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しておりますが、さらなる高度化を目指し検討を進めてまいります。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、常務会をリスク管理の統括部署として、統合リスク管理運営委員会、ALM委員会にて協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失 (VaR) によるリスク計測によって把握しているほか、当金庫の抱える市場リスクの状況を定期的に経営陣及びALM委員会に報告するとともに、設定されたロスカット・ルールを遵守し運用を行っております。また、リスク管理においてストレステストなど複合的なリスク分析を実施し、自己資本比率に与える影響の把握に努めております。

一方、非上場株式、信金中金出資金、その他出資金等に関しては、金庫が定める「償却引当基準」に則った適正な処理により、運用管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

1. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2023 年度		2024 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	90	90	72	72
非上場株式等	556	556	562	562
合計	647	647	635	635

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023 年度	2024 年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償却	-	-

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023 年度	2024 年度
評価損益	20	2

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023 年度	2024 年度
評価損益	-	-

経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023 年度	2024 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,342	2,524
マナート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

定性的事項の開示項目について

①リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM管理システムや有価証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

②内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

流動性預金全体の金利更改の平均満期

流動性預金全体の金利更改の平均満期は、2.5年としております。

流動性預金に割り当てられた最長の金利更改満期

流動性預金全体の金利更改の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を2.5年としております。

流動性預金への満期の割当て方法およびその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約については、考慮しておりません。

複数の通貨の集計方法およびその前提

金利リスクの算出にあたり、将来キャッシュフローに対して、月末時点の市場金利情報を元に算出したディスカウントファクターを掛け合わせて算出した割引現在価値を用いて金利リスク量を算出している。

将来キャッシュフローを保有していない金融商品（期限の定めのないもの）については、月末残高を現在価値とみなし、金利リスク量算出は行っておりません。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度
1	上方パラレルシフト	2,217	2,821	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	88	50
3	スティープ化	1,748	2,267		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	189	227		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,217	2,821	88	50
		ホ		ヘ	
		2024 年度		2023 年度	
8	自己資本の額	5,328		5,038	

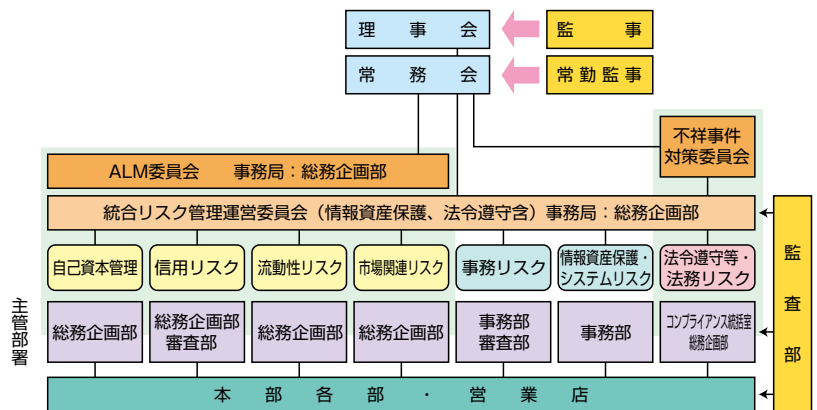
(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

経営の健全性と健全経営のための取組み

～リスク管理態勢について～

金融の自由化、国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関の抱えるリスクは急激に拡大、多様化してきており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、当金庫は地域金融機関としての役割を果たし、地域の皆様の信頼を確保するため、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、多様なリスク等の正確な把握、適切な管理・運営を通じ、「経営の健全性の維持」と「適正な収益の確保」の双方にバランスのとれた経営に努めるとともに、リスク管理態勢の整備に積極的に取り組んでおります。

■当金庫の統合リスク管理体制



信用リスク

信用リスクとは、貸出先や投資先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、「企業格付制度」「不動産担保評価管理」のシステム等の導入、中小企業相談支援チームの設置により金庫内で情報共有を行っているほか、職員の内・外部研修を通じて知識の向上を図り、審査能力の強化にも努めております。

市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産（貸出金・有価証券など）負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動もたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」の3つのリスクからなります。

当金庫では、ALM（資産・負債の総合管理）委員会を設置し、経済・金利見通しなどにに基づき、調達・運用に関して柔軟な管理を行い、健全な資産・負債の管理と、適正な収益確保に努めております。また、毎年、有価証券等の保有程度額やリスクの許容範囲を設定して資金運用の管理・運営を実施しているほか、BPV や市場 VaR 等のリスク指標の分析やストレステストの実施により複眼的にリスクの状況を把握し、リスクのコントロールに活用しております。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり（資金繰りリスク）、市場の混乱などにより通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること（市場流動性リスク）などにより損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、常に効率的な運用に努めているほか、支払準備資金を信金中央金庫※などに預け入れするとともに、同中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ機能も整っております。

※信金中央金庫については、48 ページをご参照ください。

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや事故・不正等により損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、諸規程や法令等遵守の視点にたつて、監査部が定期的に内部監査を実施し、また、各営業店に対して定例自店監査の実施を義務付けるなど、日常業務における事故・事務ミスの未然防止と事務管理の厳正化に努めております。

また、各種システムの見直しや内部規程の整備を図り、事務処理の改善と効率化に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、オンラインシステム等各種コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備、さらには不正利用などにより損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、万が一システムが停止した場合でも、必要な業務態勢が維持できるように「緊急事態対応マニュアル」を整備し、模擬訓練の実施などで備えております。

また、システムの不正利用や情報漏洩などにより損失を受けるリスクを排除するため、セキュリティ管理体制の充実を目指し、取り組んでおります。

経営の健全性と健全経営のための取組み ～コンプライアンス態勢について～

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

コンプライアンスとは、一般に「法令等を厳格に遵守し、社会規範を全うすること」をいいます。当金庫が地域社会・経済の発展に貢献していくという公共的使命を果たすために法令等遵守を経営の重要課題の一つとして位置付け、「北上信用金庫法令遵守要領」により役職員が遵守すべき倫理規範および行動規範を示すとともに、全役職員に「職員行動チェックリスト（携帯版）」を配布し、職員一人一人がコンプライアンスに対する一層の理解と意識の高揚を図るよう徹底しております。

今後も引き続き、より次元の高いコンプライアンスの理念と体制強化に努めてまいります。

当金庫では、社会の規範となる企業倫理の確立のため「北上信用金庫の企業倫理」を定め、その実現に向け全役職員が積極的に取り組んでおります。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども北上信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



個人情報保護の取組みについて

当金庫はお客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

当金庫は、利用目的や開示等のお手続きについて等の公表すべき事項を、当金庫のホームページへの掲載の他、ポスターの掲示、パンフレットの備え置き・配布によりお知らせいたします。

※個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）は、ホームページへ掲載、および店頭に掲示しております。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、「適合性の原則」「不招請の勧誘」「適正な勧誘」に関する勧誘方針を定め、これを遵守し勧誘にあたります。

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

経営の健全性と健全経営のための取組み

～コンプライアンス態勢について～

金融ADR制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務企画部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

北上信金苦情相談所（北上信用金庫 総務企画部）

住 所：岩手県北上市本通り一丁目5番30号

T E L：0197-72-7828

F A X：0197-63-6639

受付時間：午前9時～午後5時（当金庫営業日）

受付媒体：電話、FAX、手紙、面談

- * 各営業店の連絡先につきましては、当金庫ホームページを参照願います。
- * お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記北上信金苦情相談所にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	
1. 住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号	03-3517-5825
3. 受付日/時間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9：00～17：00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、北上信金苦情相談所または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	東京三弁護士会		
	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 間	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～16：00	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または北上信金苦情相談所にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページをご覧ください。

（1）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、岩手弁護士会等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

（2）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

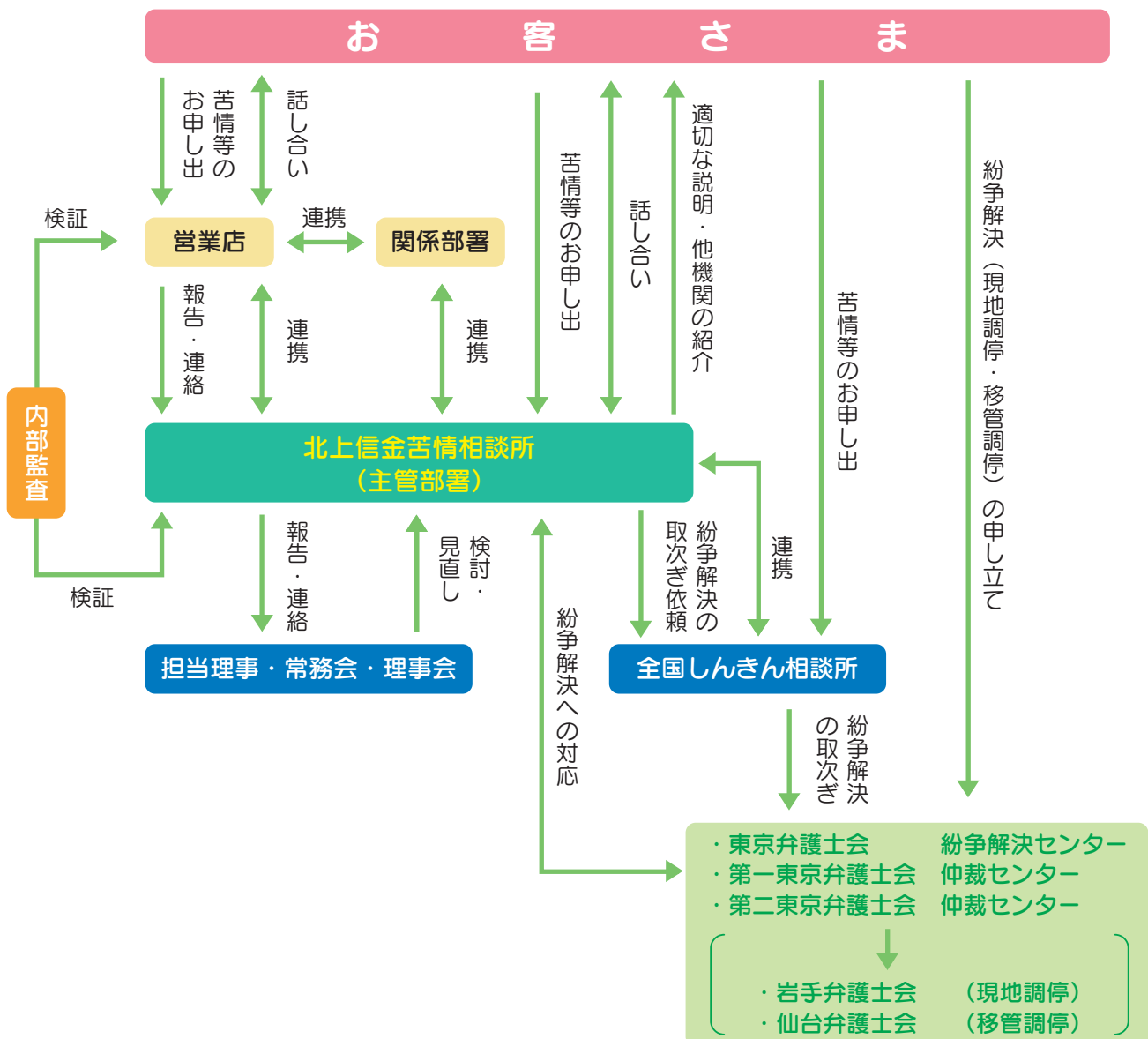
例えば、仙台弁護士会等に案件を移管し、当該弁護士会等で手続きを進めることができます。

経営の健全性と健全経営のための取組み ～コンプライアンス態勢について～

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店に責任者をおくとともに、北上信金苦情相談所がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および北上信金苦情相談所が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



店舗のご案内 ~充実したネットワーク~



※北上信用金庫金融機関コード「1154」(全店共通)





1 本店 店番号 001 / **6 北上駅前支店** 店番号 006

〒024-0094 北上市本通り一丁目5-30
TEL 0197-63-2307 (代) FAX 0197-63-2310




5 大堤支店 店番号 005

〒024-0055 北上市大堤南一丁目4-23
TEL 0197-67-2332 (代) FAX 0197-71-2950

2 藤根支店 店番号 002

〒024-0073 北上市下江釣子11-75-3
TEL 0197-73-5231 (代) FAX 0197-73-5209




7 柳原支店 店番号 007

〒024-0083 北上市柳原町二丁目3-18
TEL 0197-63-2244 (代) FAX 0197-61-2187




3 西和賀支店 店番号 003

〒029-5512 和賀郡西和賀町川尻40-40-50
TEL 0197-82-2220 (代) FAX 0197-81-1027




8 むらさきの支店 店番号 008

〒024-0004 北上市村崎野15-268-4
TEL 0197-66-3133 (代) FAX 0197-71-3486




4 常盤台支店 店番号 004

〒024-0012 北上市常盤台二丁目13-28
TEL 0197-63-6171 (代) FAX 0197-61-2184




9 東支店 店番号 009

〒024-0022 北上市黒沢尻二丁目4-13
TEL 0197-63-8511 (代) FAX 0197-61-2189

(2025年7月1日現在)

キャッシュコーナーのご案内

店内キャッシュコーナー

当金庫では、店内 ATM の稼働時間は、次の通りとなっております。

全 店	平日※	8:00 ~ 21:00
	土曜日	8:00 ~ 20:00
	日曜日・祝祭日	8:00 ~ 20:00
	12月31日	8:00 ~ 20:00
	1月1日~1月3日	9:00 ~ 17:00
	※本店の本通り側は20:00までとなります。	

※当金庫のキャッシュコーナーは、年末・年始休まず稼働しております。
 ※システムにおける保守等により、稼働時間の短縮等を行うことがあります。
 ※全店舗・全出張所に音声案内対応 ATM（視覚障がい者対応）を設置しております。

**暗証番号は他人に知られないようご注意ください。
 当金庫や警察等から暗証番号についてお尋ねすることは一切ありません。**



●キャッシュカードでのお引き出し限度額のお知らせ

偽装、盗難カード等による不正払戻事件が社会問題化していることを鑑み、当金庫では ATM における 1 日あたりのご利用限度額を 100 万円までとさせていただきます。

なお、ご利用限度額を超えるお取引の場合は、お手数ですが営業時間内に当金庫本・支店の窓口でのお手続きをお願い申し上げます。

当金庫キャッシュカードの利用限度額は以下の通りとなります。

当金庫のカード利用		利用限度額
現金の払戻	1日あたりの支払限度額	100万円
	1回あたりの支払限度額	100万円
振込	1日あたりの支払限度額	100万円
	1回あたりの支払限度額	100万円

●高齢者のキャッシュカードでのお引き出し限度額について（特殊詐欺防止対策）

当金庫では、ATM から現金を引き出す特殊詐欺を防止するため、令和 2 年 9 月 23 日（水）より、80 歳以上の個人のお客様を対象に当金庫キャッシュカードによる 1 日のお引き出し限度額を 20 万円とさせていただきます。この対策は、ご高齢のお客様から言葉巧みにキャッシュカードと暗証番号をだまし取る「キャッシュカード手交型詐欺」の被害を防止し、お客様の大切なご預金をお守りするために実施しているものです。

なお、上記限度額の解除を希望されるお客様は、「キャッシュカード」「お届出印」「ご本人確認書類（健康保険証など）」をお持ちのうえ、最寄りの本支店窓口にお申し出ください。

●キャッシュカードによる ATM 振込の一部利用制限について（振り込め詐欺※防止対策）

当金庫では急増する振り込め詐欺被害の防止策として、キャッシュカードによる ATM を利用した振込取引を、平成 29 年 5 月 15 日（月）より一部利用制限させていただきます。この対策は、キャッシュカードを使用した振込に不慣れな高齢者のお客様を、ATM コーナーに誘導して預金口座から振込詐欺を行わせる「還付金詐欺」の被害を防止し、お客様の大切なご預金をお守りするために実施しているものです。

1. 防止対策の内容

次のお客様は、キャッシュカードによるお振込みができなくなっております。（振込限度額を「0円」とさせていただきます。）

- 対象となるお客様・・・過去 3 年以上キャッシュカードにより ATM をご利用されていない口座をお持ちの 65 歳以上のお客様。
- 上記のお客様がキャッシュカードによるお振込みを希望される場合・・・平日営業時間内に当金庫の窓口にお申し出ください。本人確認の上、キャッシュカードによる振込みを可能とさせていただきます。

2. その他

なお、キャッシュカードによるお預入れお引出しは従来通り可能です。

※振り込め詐欺は上記「還付金詐欺」のほか、子や孫になります「オレオレ詐欺」や利用していないインターネットのサイトの利用料を請求する「架空請求詐欺」などがあります。不審に思う電話等がありましたら、当金庫窓口や最寄りの警察署にご相談下さい。

●店外キャッシュコーナー

設置場所	所在地	ATM 稼働時間					
		平日	土曜日	日曜日	祝祭日	12月31日	1月1日~3日
さくら野北上店	北上市本通り2-2-1	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00
和賀東出張所	北上市和賀町藤根18-71-2	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00	9:00~17:00
江釣子ショッピングセンター	北上市北鬼柳19-68	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00
湯本出張所	和賀郡西和賀町湯本30-78-1	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~17:00

※ ATM 障害対応及びカード紛失等の連絡受付は、下記の通りです。

平日午前 9 時から午後 5 時まで・・・お取引店（25 ページをご参照ください。）

上記以外の時間帯（24 時間受付）・・・カード通帳盗難紛失受付センター（TEL：0120-793714）

※相互入金業務提携金融機関・・・全国の信用金庫と第二地銀、信用組合、労働金庫です。なお、当提携業務に参加していない金融機関カードでのお取扱いはいたしません。

※相互支払業務提携金融機関・・・全国の信用金庫と全国の MICS 加盟金融機関（都銀、地銀、第二地銀、信組、労金、農協、信託銀行）及びゆうちょ銀行、イオン銀行です。

□提携セブン銀行 ATM

セブン-イレブンおよびイトーヨーカドー内にあるセブン銀行 ATM でご利用いただけます。

□提携ローソン銀行 ATM

全国のローソン銀行 ATM でご利用いただけます。

営業時間と ATM ご利用手数料

お引出し・残高照会・お預入れ	お引出し・お預入れ手数料	ご利用可能 時間内
○平日 7:00 ~ 23:00	一律 110 円（消費税含む）	
○土曜日 8:00 ~ 23:00	*残高照会は無料で	
○日曜・祝日 8:00 ~ 23:00	ご利用いただけます。	

キャッシュコーナー手数料

▼ご利用される**カードの種類**と**ご利用時間帯**により、下記の**手数料**がかかります。

平日		8:00	8:45	18:00	21:00
当金庫のカード	入金	無料			
	出金	110円	無料	110円	110円
他信用金庫のカード (しんきんATMゼロネットサービス)	入金	220円	無料	110円	110円
	出金	220円	無料	110円	110円
他金融機関のカード (全国キャッシュサービス MICS)	入金	220円	110円	110円	110円
	出金	220円	110円	110円	110円
ゆうちょ銀行のカード	入金	220円	110円	220円	220円
	出金	220円	110円	220円	220円
提携クレジットカード	ご返済	無料			
	キャッシング	無料			110円

土曜日		8:00	9:00	14:00	17:00	19:00	20:00
当金庫のカード	入金	無料					
	出金	110円	無料	110円			110円
他信用金庫のカード (しんきんATMゼロネットサービス)	入金	220円	110円				220円
	出金	220円	無料	110円			220円
他金融機関のカード (全国キャッシュサービス MICS)	入金	220円	110円	220円			220円
	出金	220円	110円	220円			220円
ゆうちょ銀行のカード	入金	220円	110円	220円			220円
	出金	220円	110円	220円			220円
提携クレジットカード	ご返済	取扱なし					
	キャッシング	取扱なし		無料	110円		

日曜日・祝日		8:00	9:00	17:00	20:00
当金庫のカード	入金	無料			
	出金	110円			
他信用金庫のカード (しんきんATMゼロネットサービス)	入金	220円			
	出金	220円			
他金融機関のカード (全国キャッシュサービス MICS)	入金	220円			
	出金	220円			
ゆうちょ銀行のカード	入金	220円			
	出金	220円			
提携クレジットカード	ご返済	取扱なし			
	キャッシング	取扱なし			110円

- ※ 上記の手数料には、消費税が含まれています。
- ※ 当金庫のカードは、365日ご利用できます。(ただし、システムにおける保守等により稼働時間の短縮等を行うことがあります。)
- ※ 12月31日および1月1日・2日・3日に当金庫ATMコーナーをご利用の場合は、日曜日・祝日と同じ手数料がかかります。
- ※ 当金庫のキャッシュカードで、ゆうちょ銀行のATM・CDをご利用の場合は、平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00は110円(消費税込み)、それ以外の時間帯は、220円(消費税込み)の手数料がかかります。
- ※ 12月31日にゆうちょ銀行のカードをご利用の場合、および当金庫のキャッシュカードでゆうちょ銀行のATM・CDをご利用の場合については、12月31日が平日の場合は、終日110円、土曜日の場合は、9:00～14:00の間は110円、14:00～17:00の間は220円、日曜日の場合は、終日220円の手数料がかかります。
- ※ カードを併用しない通帳のみでの払戻し、通帳のみでの通帳からの振込・振替はご利用いただけません。
- ※ 通帳記入は、当金庫およびほかの信用金庫(一部例外があります。)が発行した通帳のみご利用いただけます。
- ※ 他金融機関カードでのお預け入れは、「入金ネット提携金融機関」に限らせていただきます。
- ※ 店舗により、上記稼働時間と異なる場合があります。

キャッシュカード・通帳・印鑑等の紛失・盗難等に関するお問い合わせ

・ 偽造・盗難カード被害等に遭われた場合

すぐに下記の取引店の受付先にお電話、またはご来店ください。

・ 通帳や印鑑を紛失したり盗難に遭われた場合

すぐに下記の取引店の受付先にお電話、またはご来店ください。口座から出金ができないよう事故設定を致します。店舗の営業時間外は、「カード通帳盗難紛失受付センター」にてお受けしております。受付時間は下記の表をご覧ください。

ご注意

- ・ 電子メールでのお届けはお受けできませんのでご遠慮願います。
- ・ 電話でのお届けは緊急の仮受付となりますので、なるべく早く取引店へご来店いただき、書面による所定のお手続きを行っていただきます。その際お取引印やご本人が確認できる書類、その他の書類が必要な場合がありますので、営業時間内(9:00～15:00)に取引店へお問い合わせください。
- ・ 通帳・証書・カード再発行や印鑑の変更、発見についても書面による所定のお手続きが必要となりますので、取引店にお電話等でご連絡のうえなるべく早くご来店ください。

曜日等	電話による受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
平日	9:00～17:00	本店・北上駅前支店	0197-63-2307
		藤根支店	0197-73-5231
		西和賀支店	0197-82-2220
		常盤台支店	0197-63-6171
		大堤支店	0197-67-2332
		柳原支店	0197-63-2244
		むらさきの支店	0197-66-3133
		東支店	0197-63-8511
上記以外の時刻(24時間受付)		カード通帳盗難紛失受付センター	0120-793714

当金庫の取扱手数料一覧（2025年6月2日現在）

1. 為替手数料（消費税込）

(1) お振込手数料（1件につき）

ご利用区分	お振込先	手数料
窓口をご利用の場合	当金庫内	550円
	他の金融機関	1,100円
ATMをご利用の場合	当金庫内	無料
	他の金融機関	550円
インターネットをご利用の場合（別途ご契約が必要）	当金庫内	440円
	他の金融機関	770円
インターネットバンキング（IB） ・ファームバンキング（FB）	当金庫内	無料
	他の金融機関	220円
為替自動振込（事前にお手続きが必要です）	当金庫内	無料
	他の金融機関	660円

- ※ ATMやインターネットバンキングをご利用の場合の手料は、窓口をご利用いただく場合よりもお得となっております。
- ※ 障がい者手帳をお持ちの方で、窓口をご利用の場合は、ATMをご利用の場合の振込手数料を適用いたします。
- ※ ATM振込をご利用の場合、振込手数料とは別に当金庫所定のATM利用手数料が必要となります。
- ※ IB、FB振込をご利用の場合、振込手数料とは別に当金庫所定の月額利用料が必要となります。

(2) 給与振込手数料

従業員様の給与受け取り口座が当金庫の場合は、無料です。
従業員様の給与受け取り口座が当金庫以外の場合、給与振込データのお預かり形態に応じて、以下の通り手数料を申し受けます。
なお、お振込データのお預かりと振込資金のご準備は、振込日の2営業日前の午後2時までとしておりますが、それ以降となった場合は、窓口ご利用時のお振込手数料を適用させていただきます。

受取口座	データ持込方法	振込明細提出日	振込資金交付日	手数料
当金庫に開設の口座	給振依頼書持込	振込日の2営業日前の午後2時まで	振込日の2営業日前の午後2時まで	無料
	FD/DVD持込	振込日の3営業日前まで	振込日の2営業日前の午後2時まで	
	データ伝送持込	振込日の2営業日前の午後2時まで	振込日の2営業日前の午後2時まで	
他行庫に開設の口座	給振依頼書持込	振込日の2営業日前の午後2時まで	振込日の2営業日前の午後2時まで	110円
	FD/DVD持込	振込日の3営業日前まで	振込日の2営業日前の午後2時まで	
	データ伝送持込	振込日の2営業日前の午後2時まで	振込日の2営業日前の午後2時まで	

※ 賞与振込の場合も給与振込と同様のお取り扱いとさせていただきます。

【上記振込明細書提出日及び振込資金交付日を超えた場合の振込手数料】

データ持込み方法	給与振込手数料
給振依頼書持込	窓口をご利用の場合の振込手数料を適用いたします。
FD/DVD持込	ファームバンキング振込手数料を適用いたします。
データ伝送持込	インターネットをご利用の場合の振込手数料を適用いたします。

(3) 送金小切手による送金手数料（1件につき）

ご送金先	手数料
同一店舗内 普通扱い	無料
当金庫本支店 普通扱い	無料
他の金融機関 普通扱い	660円

(4) 代金取立手数料（1通につき）

お振込先	手数料	
当金庫内 普通扱い	440円	
他の金融機関	電子交換	880円
	個別取立	1,100円

- ※ 「預金小切手プラン」の代金取立手数料は無料です。
- ※ 個別取立とは、電子交換所不参加金融機関の手形・小切手取立や電子交換所による取立ができないなど、個別に郵送対応が必要な場合をいいます。

(5) お振込・ご送金の訂正・組戻にかかる手数料

手数料区分	お振込先	手数料
振込訂正手数料 口座番号・受取人名などを訂正する場合	当金庫内	550円
	他の金融機関	
送金・振込組戻料 お振込を取り消す場合	当金庫内	330円
	他の金融機関	660円

※ ただし、手続き費用等が660円を超える場合は、実費を申し受けます。

(6) その他諸手数料（1件あるいは1通につき）

手数料区分	お振込先	手数料
取立手形組戻料	当金庫内	1,100円
	他の金融機関	
不渡手形返却料	当金庫内	1,100円
	他の金融機関	
取立手形店頭呈示料		1,100円

※ ただし、手続き費用等が1,100円を超える場合は、実費を申し受けます。

2. 預金関連手数料（消費税込）

(1) ATM利用手数料

ご利用カード	利用時間	出金手数料	入金手数料	
当金庫カード	平日	08:00～08:45	110円	
		08:45～18:00	無料	
		18:00～21:00	110円	
	土曜日	08:00～09:00	110円	無料
		09:00～14:00	無料	
		14:00～20:00	110円	
日曜日・祝日	08:00～20:00	110円	無料	

※ 当金庫以外のカードをご利用の場合は、カード種類とご利用時間帯により異なりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

(2) 再発行手数料

項目	手数料
通帳 1冊あたり	1,100円
証書 1枚あたり	1,100円
キャッシュカード 1枚あたり	1,100円

(3) しんきん電子マネーチャージサービス

項目	手数料
15,000円未満	55円
15,000円以上	無料

(4) 資金移動・アンサー取引

項目	手数料	
個人インターネットバンキング（個人IB） （HB、テレバン、オンライン取引を含む）	1か月あたり 無料	
法人インターネットバンキング（法人IB）	オンライン取引のみ （残高照会、資金移動、税金・各種料金支払い）	1か月あたり 1,100円
	オンライン取引+データ伝送 （総合振込、口座振替、給与・賞与振込）	1か月あたり 3,300円
ファームバンキング（FB）	1か月あたり 3,300円	
アンサーサービス（ANSER-VALUX） （FAX接続のみ）	1か月あたり 1,100円	

- ※ FAX接続以外でのアンサー契約における通知照会取引は、無料といたします。
- ※ テレバン（テレホンバンキング）の法人契約はできません。
- ※ HB（ホームバンキング）・テレバン資金移動契約については、複数チャネルからのご利用が可能となります。ただし、複数のチャネルをご利用になる場合は、チャネルごとに契約が必要となります。
- ※ HB・テレバンにおける照会取引のみの契約は、無料です。
- ※ IBについては、別途前項1.（1）お振込手数料に記載の手数料がかかります。

(5) 地方税納付および付帯物件取次手数料

お振込先	手数料
他の金融機関 納付書1件につき	1,100円

- ※ 当金庫が指定金融機関または収納代理金融機関となっていない地方税の納付の場合。
- ※ 付帯物件がある振込の場合。
- ※ 振込手数料が別途必要となります。

当金庫の取扱手数料一覧（2025年6月2日現在）

(6) その他預金関連

項 目	手 数 料
小切手帳	1冊あたり 11,000円
手形帳	50枚綴り1冊あたり 11,000円
保護預かり	1か月あたり 110円
貸金庫・小（常盤台支店）	1か年あたり 7,920円
貸金庫・大（常盤台支店）	1か年あたり 10,560円
貸金庫・小（柳原支店）	1か年あたり 9,900円
貸金庫・中（柳原支店）	1か年あたり 13,200円
貸金庫・大（柳原支店）	1か年あたり 16,500円
夜間金庫	1か月あたり 5,500円
摘要入力	伝票1枚あたり 110円
未利用口座管理手数料	1口座あたり/年間 1,320円
紙帳票取扱手数料	1種類あたり 3,300円

※ 未利用口座管理手数料については、普通預金口座（総合口座含む）及び貯蓄預金口座のうち、最後のお取引から2年以上、一度もお取引のない口座が対象です。ただし、該当口座の残高が1万円以上の場合や、借入・定期性預金の取引がある場合を除きます。
 ※ 紙帳票取扱手数料とは別に、別途振込手数料、口座振替手数料がかかります。
 ※ 紙帳票取扱手数料は、指定日ごとに1件の取扱いといたします。

3. 両替・硬貨入金等手数料（消費税込）

(1) 両替・金種指定払戻手数料

両替または払戻の際の紙幣および硬貨の合計枚数に応じて、次の通り手数料を申し受けます。

お取扱い枚数	手 数 料
20枚以下	無 料
21枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
以降500枚毎に550円を加算します。	

※ お取扱い枚数は、ご持参した紙幣・硬貨の合計枚数とお持ち帰りになる紙幣・硬貨の合計枚数の、いずれが多い方の枚数となります。
 ※ 同時に複数の両替を依頼される場合は1回としてその合計枚数に応じた手数料を申し受けます。
 ※ 1万円札は指定枚数に含まれませんが、新券指定の場合は、指定枚数に含まれます。
 ※ 払戻に際して、同一名義または複数名義で一度に複数取引を行う場合は、紙幣・硬貨の合計枚数に応じて、手数料を申し受けます。
 ※ 渉外担当者が依頼を受けた両替及び金種指定払戻につきましても、本手数料を申し受けます。
 ※ 給与・賞与支払資金の払戻は、本手数料の対象外といたします。

(2) 硬貨入金手数料（ご入金・各種払込代金受入）

お取扱い枚数	手 数 料
100枚以下	無 料
101枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
以降500枚毎に550円を加算します。	

※ 同時に複数の硬貨入金を依頼される場合は、1回としてその合計枚数に応じた手数料を申し受けます。なお、同日に複数回のお取扱いがあった場合は、合計枚数に応じた手数料といたします。
 ※ 夜間金庫をご利用のお客さまは無料となります。
 ※ 募金、寄付金、義援金の払込みは、上記手数料の対象外となります。

(3) 両替機での両替（両替機設置店舗のみとなります）

両替機のご利用は、当金庫が発行する「両替機専用カード」または「キャッシュカード」が必要となります。

項 目	手 数 料
両替機専用カード	1か年あたり 26,400円

お取扱い枚数	手 数 料	
	両替機専用カード	キャッシュカード
100枚以下	無 料	200円
101枚～500枚	無 料	400円
501枚～1,000枚	無 料	800円

※ 1回あたりの利用限度枚数は、1,000枚となります。
 ※ 1日あたり1回のみのご利用となります。
 ※ 上記を超える両替をご希望の場合は、窓口までお越しください。なお、その際は所定の手数料がかかります。

(4) 汚損した現金および記念硬貨の交換

汚損した現金および記念硬貨の交換の場合は、従来どおり無料とさせていただきます。なお、この交換は、最低枚数金種または同等の金種での両替となります。

4. 融資関連手数料（消費税込）

住 宅 借 入 手 数 料	融 資 実 行 額 × 2.2%（不課税）			
住宅ローン取扱手数料（保証無）	110,000円			
しんきん保証基金付無担保住宅ローン取扱手数料	5,500円			
保証会社付新型きたしん住宅ローンで固定金利を選択した場合（当初固定金利選択時は除く）	33,000円			
不 動 産 担 保 取 扱 手 数 料	◎新規設定の場合			
	住宅ローン以外の担保権の場合	担保権1億円未満	22,000円	手数料は担保権の金額により異なります。登記簿謄本、公図、登記費用等は含まれません。別途実費負担となります。
		担保権1億円以上	44,000円	
		営業地区外1件につき	設定手数料+33,000円	他に旅費、交通費等は依頼人負担となります。
	◎変更の場合			
	住宅ローンの担保権の場合	5,500円	抵当（根抵当）権の変更は担保の一部解除、差替、追加、債務者の変更、極度額の変更、順位変更等です。変更の都度手数料をお支払いいただきます。	
住宅ローン以外の担保権の場合	11,000円			
条 件 変 更 手 数 料	11,000円	返済方法の変更、期限の変更、債務者の変更、保証人の変更（死亡時除く）		
返済予定表再発行手数料	550円	紛失時のみ。		
繰上償還手数料 証書貸し付けが対象となります。繰り上げ償還の都度手数料をお支払いいただきます。 ※令和4年4月1日以前の保証会社付新型きたしん住宅ローンについては契約当時の「変動金利・固定金利選択型利用のご案内」に基づいてお支払いいただきます。				
保 証 会 社 付 新 型 きたしん 住 宅 ロ ー ン	◎一部繰上償還	返済元金×1%（不課税）	返済元金×1%（不課税） ※下限は30,000円（不課税）	
	◎全部繰上償還			
	◎一部繰上償還	返済元金×1%（不課税）		
◎全部繰上償還				
収益物件貸出	◎一部繰上償還	返済元金×1%（不課税）		
	◎全部繰上償還			
上記以外	◎一部繰上償還	11,000円		
	◎全部繰上償還			
事業者カードローン発行手数料		3,300円		

5. 証明書発行手数料（消費税込）

項 目	手 数 料	
残高証明書	継続発行（毎月）1通あたり	440円
	継続発行（不定期）1通あたり	880円
	都度発行1通あたり	1,100円
	英文定型発行1通あたり	1,650円
	所定用紙以外1通あたり	2,200円
支払利息証明書	1通あたり	880円
取引履歴証明書	過去15年まで	2,200円 +用紙1枚につき22円
取引履歴証明書	過去15年超	22,000円 +用紙1枚につき22円
融資証明書		11,000円
住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書		無 料

※ 所定用紙以外での発行および英文定型用紙での発行につきましては、手書きで対応となります。

6. 株式および出資金払込取扱手数料（消費税込）

項 目	手 数 料
株式および出資金払込取扱手数料	取扱金額の1,000分の1.10 および 受付票1通につき3,300円

7. 個人情報開示等手数料（消費税込）

項 目	手 数 料
利用目的通知手数料	1通あたり 550円
個人情報開示手数料	1通あたり 1,100円

8. 信託契約事務にかかる取扱手数料（消費税込）

項 目	手 数 料
相続信託、暦年信託 新規契約	1契約あたり 33,000円

※ 追加、中途解約は無料といたします。

注1. ご不明な点がございましたら、窓口にお問い合わせ下さい。
 注2. 手数料についての減免措置は原則行いません。

以上

信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づくディスクロージャーの記載事項

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	ページ
①事業の組織	12
②理事・監事の氏名及び役職名	13
③会計監査人の氏名又は名称	18
④事務所の名称及び所在地	42
2. 金庫の主要な事業の内容	12
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	4
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
①経常収益	4
②経常利益又は経常損失	4
③当期純利益又は当期純損失	4
④出資総額及び出資総口数	4
⑤純資産額	4
⑥総資産額	4
⑦預金積金残高	4
⑧貸出金残高	4
⑨有価証券残高	4
⑩単体自己資本比率	4
⑪出資に対する配当金	4
⑫職員数	4
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率及び業務純益	21
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及び その他業務収支	21
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	22
エ. 受取利息及び支払利息の増減	22
オ. 総資産経常利益率	21
カ. 総資産当期純利益率	21
②預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 その他預金の平均残高	23
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	23
③貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	23
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高	23
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び 債務保証見返額	23
エ. 使途別の貸出金残高	24
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の 総額に占める割合	24
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	24
④有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	25
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	25
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	26
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	26
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	38
(2) 法令等遵守の体制	39
(3) 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況	7～10
(4) 金融 ADR 制度への対応	38～39
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	17～18
(2) 金融再生法開示債権の状況	28
(3) 自己資本の充実の状況	29～37
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	
①有価証券	26
②金銭の信託	27
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	27
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	33
(6) 貸出金償却の額	24
(7) 会計監査人の監査報告	18
(8) 報酬等に関する事項	13
(9) 財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性確認	18
6. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	4、13

関連団体 ～信用金庫業界の関連団体のご案内～

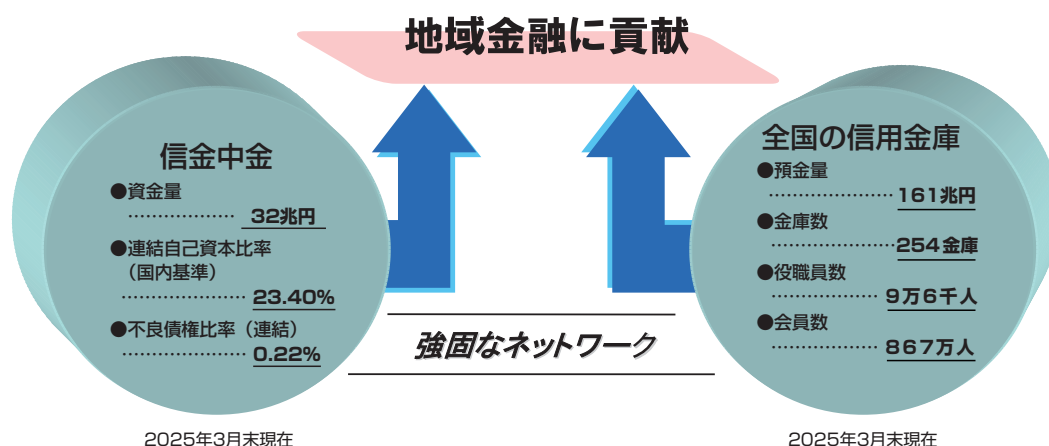


信金中央金庫 ～信用金庫の中央金融機関～

信金中央金庫（信金中金）は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫の中央金融機関」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2025年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて**32兆円**にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



2025年3月末現在

2025年3月末現在

信用金庫の多様な業務サポート

- ・中小企業のビジネスマッチングや海外展開のサポート
- ・個人の資産形成や相続にかかる業務のサポート
- ・地域創生やデジタルの活用など

信用金庫の経営サポート

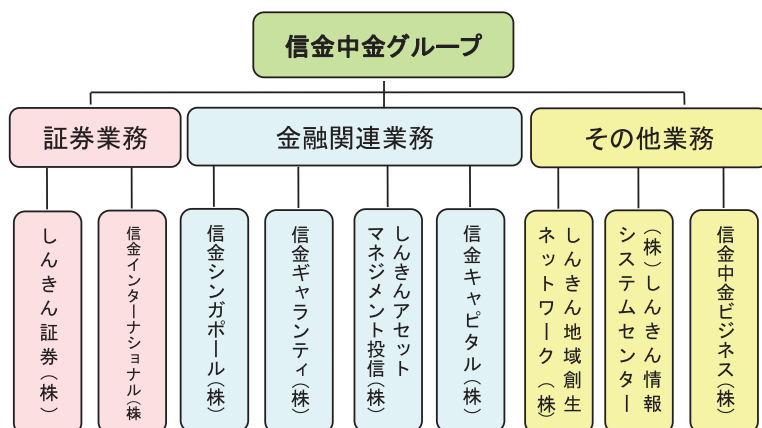
- ・信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ・信用金庫の業務効率化のサポート
- ・信用金庫の健全性確保に向けたサポート

信用金庫業界の資金運用

- ・信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ

邦銀トップクラスの格付



格付機関	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	A
格付投資情報センター(R&I)	A+
日本格付研究所(JCR)	AA

2025年3月末現在



〒024-0094 岩手県北上市本通り一丁目5番30号
TEL0197-63-2307 (代)
<https://www.shinkin.co.jp/kitakami/>